

宮代町都市計画マスタープラン (案)

令和 2 年 11 月
宮代町 まちづくり建設課

目次

第1章 都市計画マスタープランの概要

I 都市計画マスタープランとは	2
II 計画見直しの背景	4
III 計画の概要	5
IV 計画の構成	6

第2章 宮代町の現状と課題

I まちづくりに係る社会潮流	8
II 宮代町の現状と課題	9
III 住民意向	18
IV まちづくりの主要課題と対応方向	24

第3章 宮代町の将来像

I 上位計画が掲げる将来像	28
II 将来都市像	30
III まちづくりの目標	31
IV 将来都市構造	32

第4章 全体構想（分野別方針）

I 土地利用の基本方針	38
II 交通体系の基本方針	46
III 水と緑の基本方針	54
IV 都市環境の基本方針	60
V 安心・安全の基本方針	66

第5章 まちづくりの実現に向けて

I これからのまちづくりの基本的な考え方	74
II 多様な主体との協働・連携によるまちづくり	75
III 適切な都市計画の選択	76
IV 計画のマネジメントによる実効性の確保	80

参考資料

I 用語解説	86
II 策定経過	91
III 都市計画審議会（諮問・答申）	92

第1章 都市計画マスタープランの概要

- I 都市計画マスタープランとは
- II 計画見直しの背景
- III 計画の概要
- IV 計画の構成

I 都市計画マスタープランとは

1 計画の目的と役割

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、長期的な視点に立ったまちづくりの方針を示すことを目的に策定するものです。

都市計画マスタープランは、これからのまちづくりを進めていくうえで、次のような役割を担っています。

まちの将来都市像とその実現に向けた基本方針を示します

- ❖ まちづくりを進めていくための共通のビジョンとして、都市計画に係る町全体の将来都市像を示すとともに、その実現に向けた具体的な方針や施策を位置づける計画です。

具体的な都市計画や事業計画の決定・変更の指針となります

- ❖ 市街化区域・市街化調整区域の区域区分、用途地域などの地域地区、都市施設、市街地開発事業などの、具体的な都市計画を決定・変更するうえでの指針となる計画です。

まちづくりに係る個別計画との整合・調整を図ります

- ❖ 総合計画が掲げる未来像の実現に向けて、産業、医療・福祉、教育、文化など、様々な分野の計画との整合・調整を図ったうえで、都市計画として求められる方向性を明確にした計画です。

住民や事業者のまちづくりへの参加を促進します

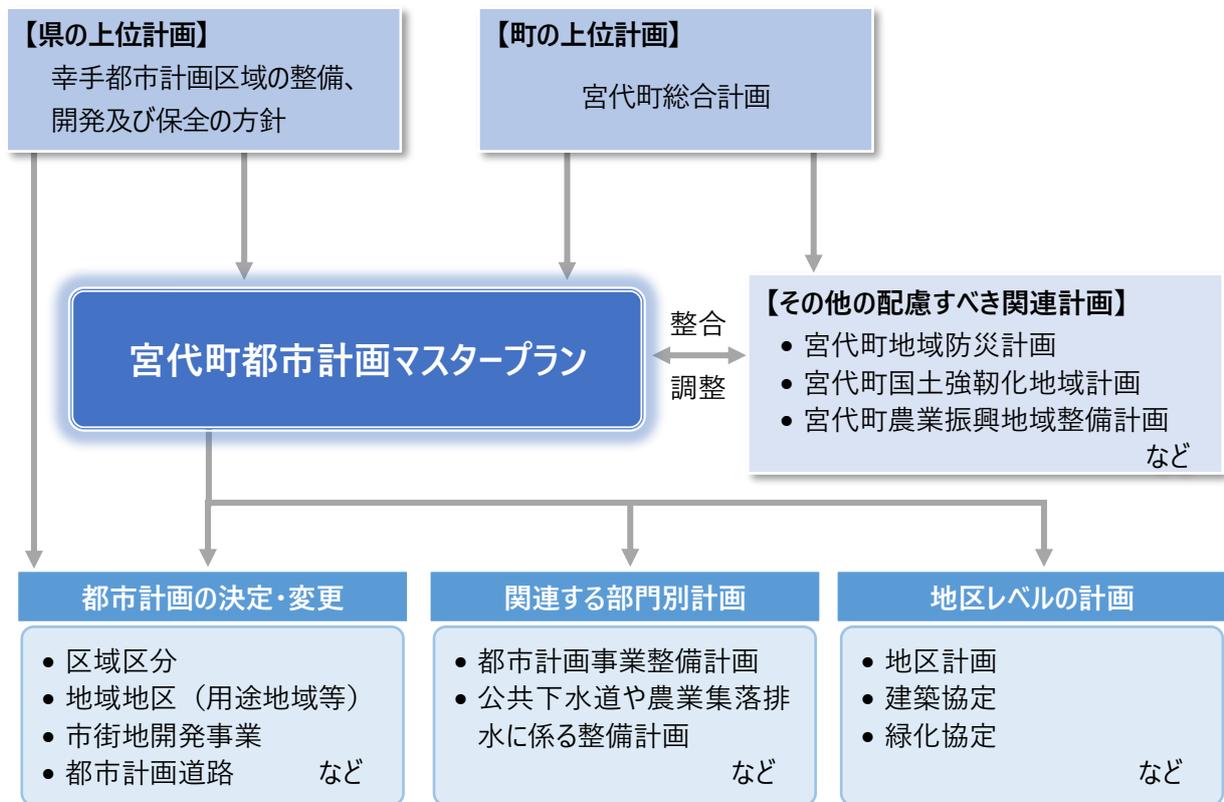
- ❖ まちづくりの主体となる住民や事業者に対して、各種施策を具体的かつ分かりやすく示すことで、まちづくりに対する住民・事業者の理解を深め、各主体による積極的な取組を促進するための計画です。

2 計画の位置づけ

本計画は、町の最上位計画となる「宮代町総合計画」や埼玉県が定める「幸手都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などの上位関連計画に即し、庁内計画との整合・調整を図りながら、将来都市像や都市計画に係る施策・方針等を示します。

用途地域や防火地域・準防火地域などの地域地区の指定、都市計画道路の整備や市街地開発事業の実施などの個別の都市計画は、今後、本計画で定めた方針に基づいて具体的な調査・検討を行い、実施・運用に向けた都市計画決定が行われることになります。

■ 都市計画マスタープランの位置づけ



Ⅱ 計画見直しの背景

1 宮代町の成り立ち

宮代町に人が移り住んだのは、氷河期にあたる先土器時代の後半とされています。国の重要文化財である西光院阿弥陀三尊像がつくられたのは安元2年（1176年）とされ、中世鎌倉時代には、現在の須賀あたりに市が立ったと記録されています。

明治32年（1899年）には、東武鉄道が開通し、現在の東武動物公園駅である杉戸駅と和戸駅が開設され、昭和2年（1927年）に姫宮駅が開設されました。

昭和30年（1955年）に百間村、須賀村が合併し、現在の宮代町が誕生しました。戦後の経済成長の中で本町は次第に発展し、昭和42年（1967年）には日本工業大学が開校しました。

昭和41年（1966年）に都市計画区域を指定し、その後、昭和45年（1970年）に線引き都市計画区域の指定を行い、市街化区域と市街化調整区域に区分しました。

昭和48年（1973年）には都市計画法に基づく用途地域の指定を行い、昭和40年代から宮代台、学園台、姫宮南・北、桃山台などの大規模な宅地開発が進み、人口・世帯ともに大幅に増加しました。近年では、平成29年（2017年）に道佛地区で土地区画整理事業による大規模な宅地開発が行われ、全国的に少子高齢化が進む中でも、子育て世代が増加しています。

鉄道網を中心とした都心部への円滑なアクセス性と、郊外に広がる良好な田園環境と鉄道駅周辺を中心に形成された市街地が調和した良好な居住環境を有する本町においては、引き続き、社会の変化に適切に対応した、持続可能なまちづくりが求められています。

2 見直しの背景

宮代町では、平成13年（2001年）にまちづくりの指針となる『宮代町都市計画マスタープラン』を策定し、計画に掲げた方針に基づいて、道佛地区における組合施行の土地区画整理事業や東武動物公園駅東西口周辺地区の整備、新しい村やぐるる宮代などの施設充実など、市街地や道路・公園の整備に係る計画的なまちづくりを進めながら、定住人口の確保や賑わいの創出を推進してきました。

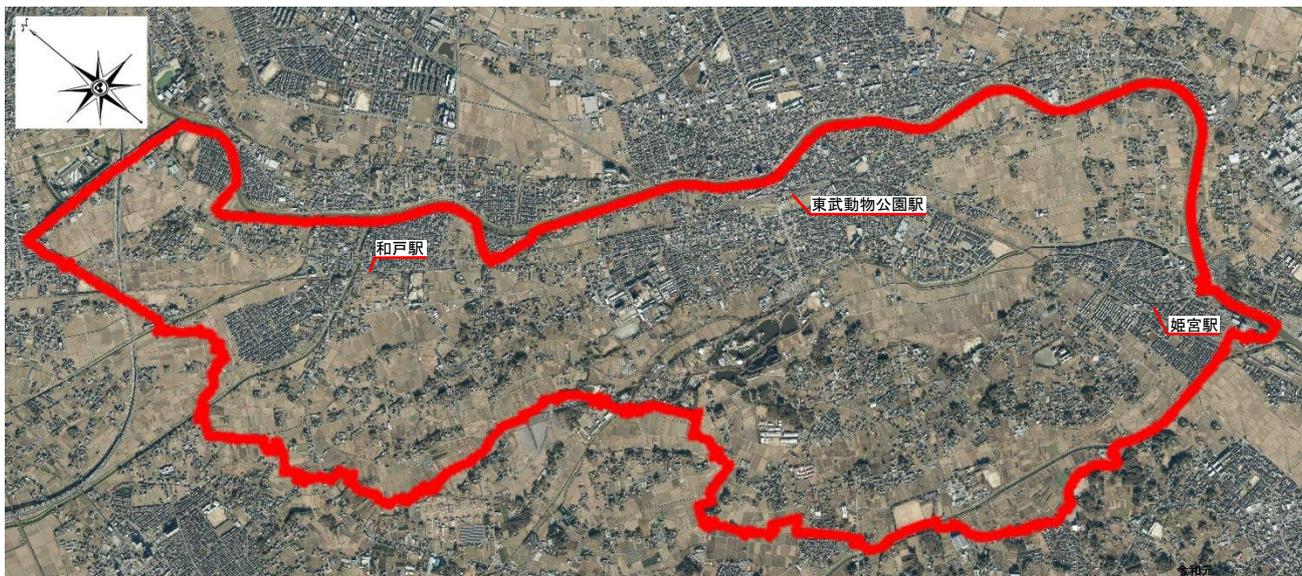
平成13年（2001年）に策定した都市計画マスタープランは、令和2年（2020年）をもって計画期間が終了となります。計画策定以降、人口減少・少子高齢化社会の到来、首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」という。）をはじめとする新たな都市基盤の整備など、本町を取り巻く社会経済情勢や将来の見通しは大きく変化しており、町の最上位計画となる「宮代町総合計画」や県の「幸手都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」など、上位関連計画も見直しが行われています。

社会の変化に対応し、新たな未来を見据えたまちづくりを進めていくために、宮代町の都市計画の基本方針となる都市計画マスタープランの全面的な見直しを行います。

Ⅲ 計画の概要

1 対象区域

本計画の対象区域は、宮代町全域とします。



2 計画期間

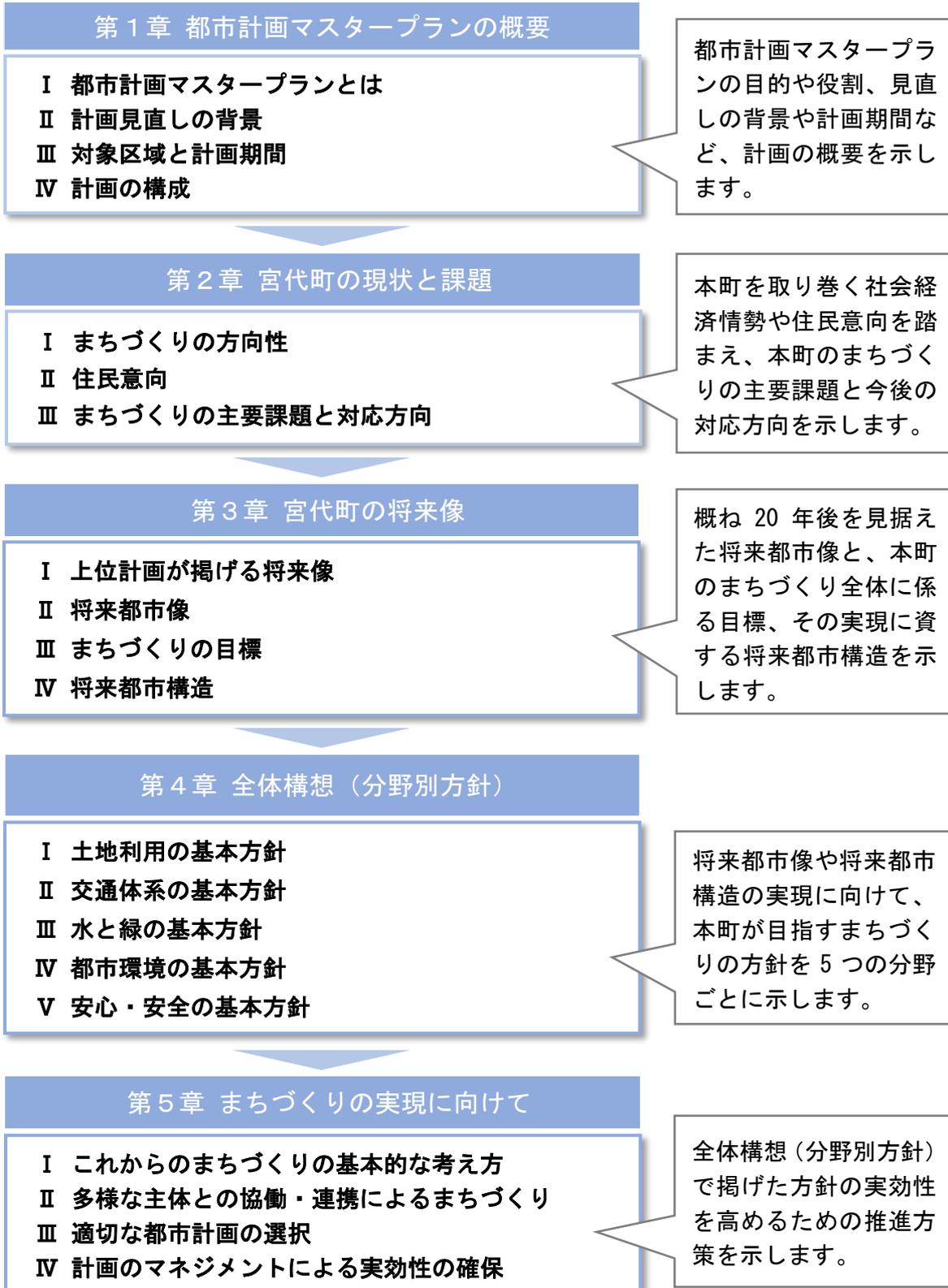
令和 3 年（2021 年）～ 令和 22 年（2040 年）

本計画は令和 3 年度を基準年とし、概ね 20 年後の本町の都市の姿を見据えたまちづくりの方向性を示した計画とします。

なお、社会経済情勢等の変化や上位計画の見直し、関連法令の改正などが生じた場合においては、必要に応じて適宜見直しを行います。

IV 計画の構成

宮代町都市計画マスタープランは、以下の構成によって策定します。



第2章 宮代町の現状と課題

- I まちづくりに係る社会潮流
- II 宮代町の現状と課題
- III 住民意向
- IV まちづくりの主要課題と対応方向

I まちづくりに係る社会潮流

《コンパクト・プラス・ネットワークの推進》

- 都市の魅力や賑わいを生み出す商業・業務、医療・福祉施設などの都市機能は、その利用者が一定の範囲に集積することで維持されてきました。人口減少や少子高齢化が進行する中で、市街地が拡散し低密度化が進んでしまうと、これらの都市機能を将来にわたって維持していくことが難しくなります。そのため、限られた資源を集中的・効率的に利用し、持続可能な都市づくりを実現するための方策として、市街地の無秩序な拡大を抑制しながら、都市機能を既存市街地の各拠点に集約し、それらの拠点を公共交通などによってネットワークした「コンパクト・プラス・ネットワーク」によるまちづくりが推進されています。

《SDGs（持続可能な開発目標）の推進》

- 「SDGs」は、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された2030年に向けた国際的な社会開発目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。地球上の誰一人として取り残さない社会の実現に向けた世界共通の行動目標となっており、まちづくり分野においても持続可能性に配慮した取組が求められています。

《国土強靱化の推進》

- 地震や台風、集中豪雨など、激甚化する自然災害を踏まえ、人命を守り、いかなる事態が発生しても機能不全に陥らない経済社会のシステムの確保に向けて、平時からの備えを重視した「国土強靱化」（いかなる災害等が発生しようとも、人命の保護が最大限に図られ、国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持され、国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化と迅速な復旧復興を基本とした「強さ」と「しなやかさ」を持った安心・安全な国土・地域・社会経済の構築）に向けた取組が求められています。

《低炭素型まちづくり・グリーンインフラストラクチャーの推進》

- 低炭素・循環型社会の構築に向けた「低炭素型まちづくり」や自然環境が有する多様な機能を社会における様々な課題解決に活用する「グリーンインフラストラクチャー」の推進など、環境への負荷に配慮したまちづくりが求められています。

《技術革新を活用したまちづくり》

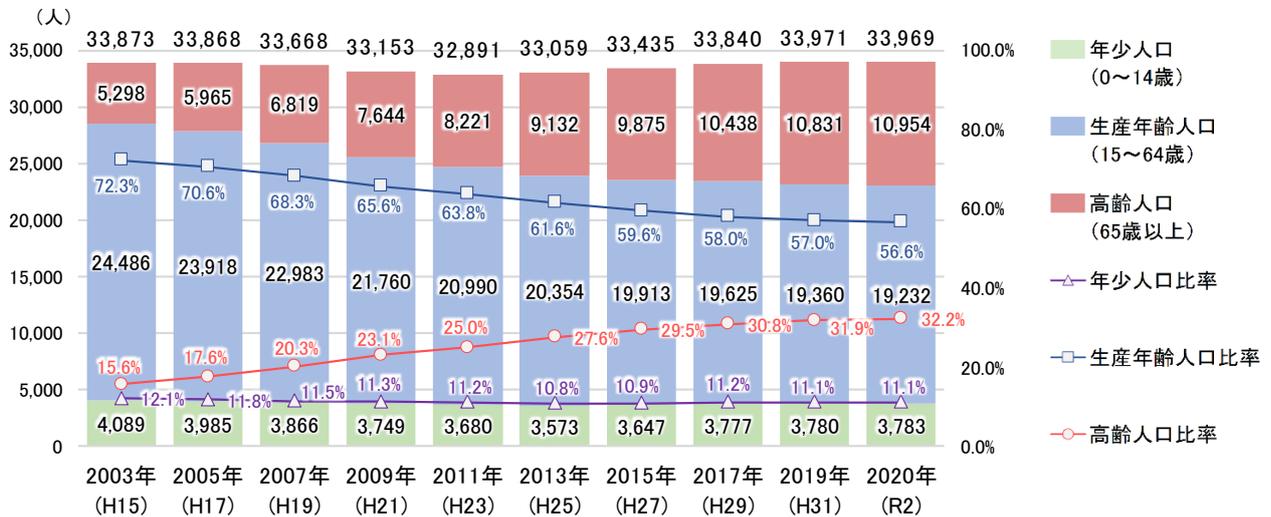
- インターネットやデジタル化の普及により、ICT（情報通信技術）やIoT（モノのインターネット）、AI（人工知能）、ビッグデータなどの技術革新が急速に進展しています。これからのまちづくりにおいては、これらの新しい技術を積極的に取り込みながら、適正なマネジメントと全体最適化による持続的な都市「スマートシティ」の実現や交通分野における自動運転システム、MaaS（モビリティ・アズ・ア・サービス）などの新たなモビリティサービスの導入に対応していくことが求められます。

Ⅱ 宮代町の現状と課題

《高齢化の進行と人口減少の到来》

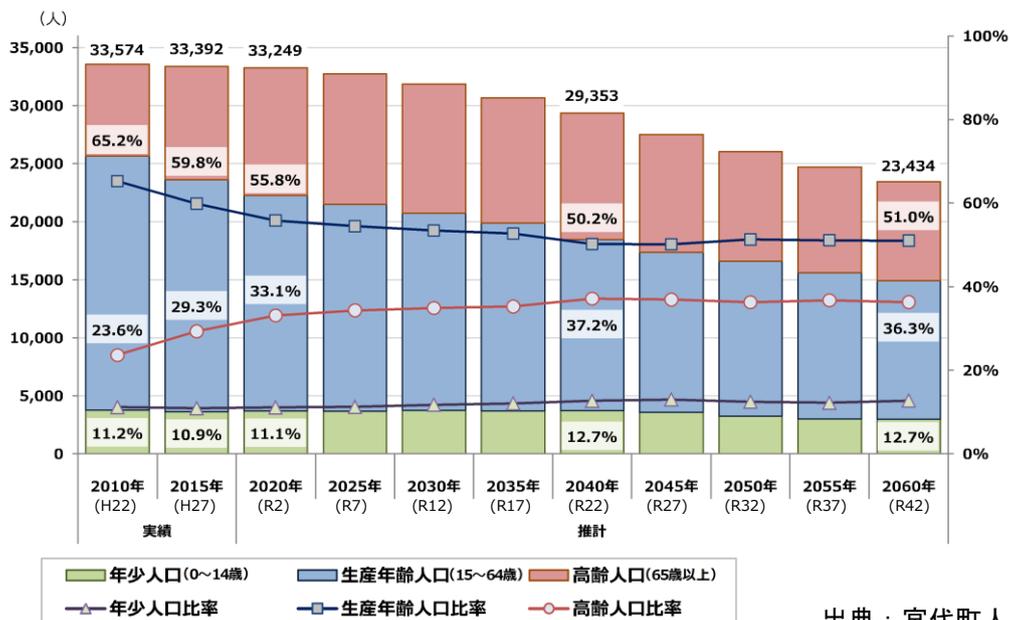
- 新たな住宅地の整備に伴う子育て世代の転入増加により、本町の人口は微増傾向にあります。一方で、65歳以上の高齢人口比率は、令和2年（2020年）時点で32.2%と年々増加しています。
- 平成27年10月に策定した「宮代町人口ビジョン」では、今後、本町の人口は減少へと転じ、令和22年（2040年）時点で29,353人、令和42年（2060年）時点で23,434人まで減少すると推計されていることから、定住人口の維持・確保に向けた取組が求められます。

■ 人口の推移



出典：各年4月1日時点の住民基本台帳（H24以前は外国人含まない数値）

■ 将来人口推計（宮代町人口ビジョンより）

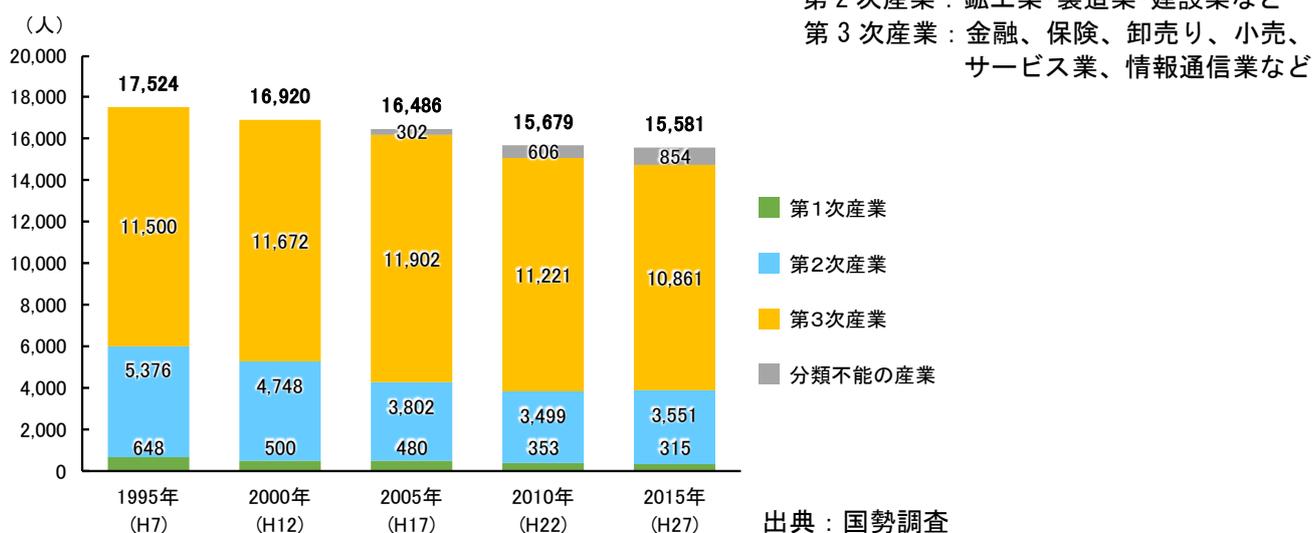


出典：宮代町人口ビジョン

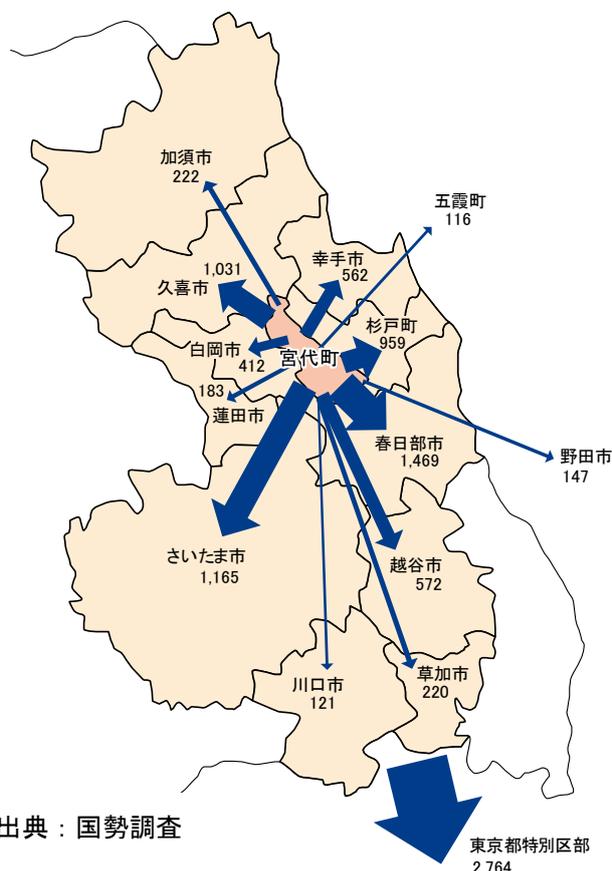
《町内産業の停滞》

- 本町の就業者数は年々減少傾向にあります。各産業の生産力の向上に向けて、町内産業の活性化に向けた取組が必要です。
- 町内在住の就業者の70%以上が町外で就業しています。平成25年（2013年）の地域経済循環率は53.9%と周辺市町と比較しても低いことから、買い物や飲食の場の充実など、町内での支出増加に向けた環境づくりが必要です。

■ 産業3区分別就業人口の推移



■ 主な通勤先別就業者（平成27年）



■ 地域経済循環率の比較（単位：%）

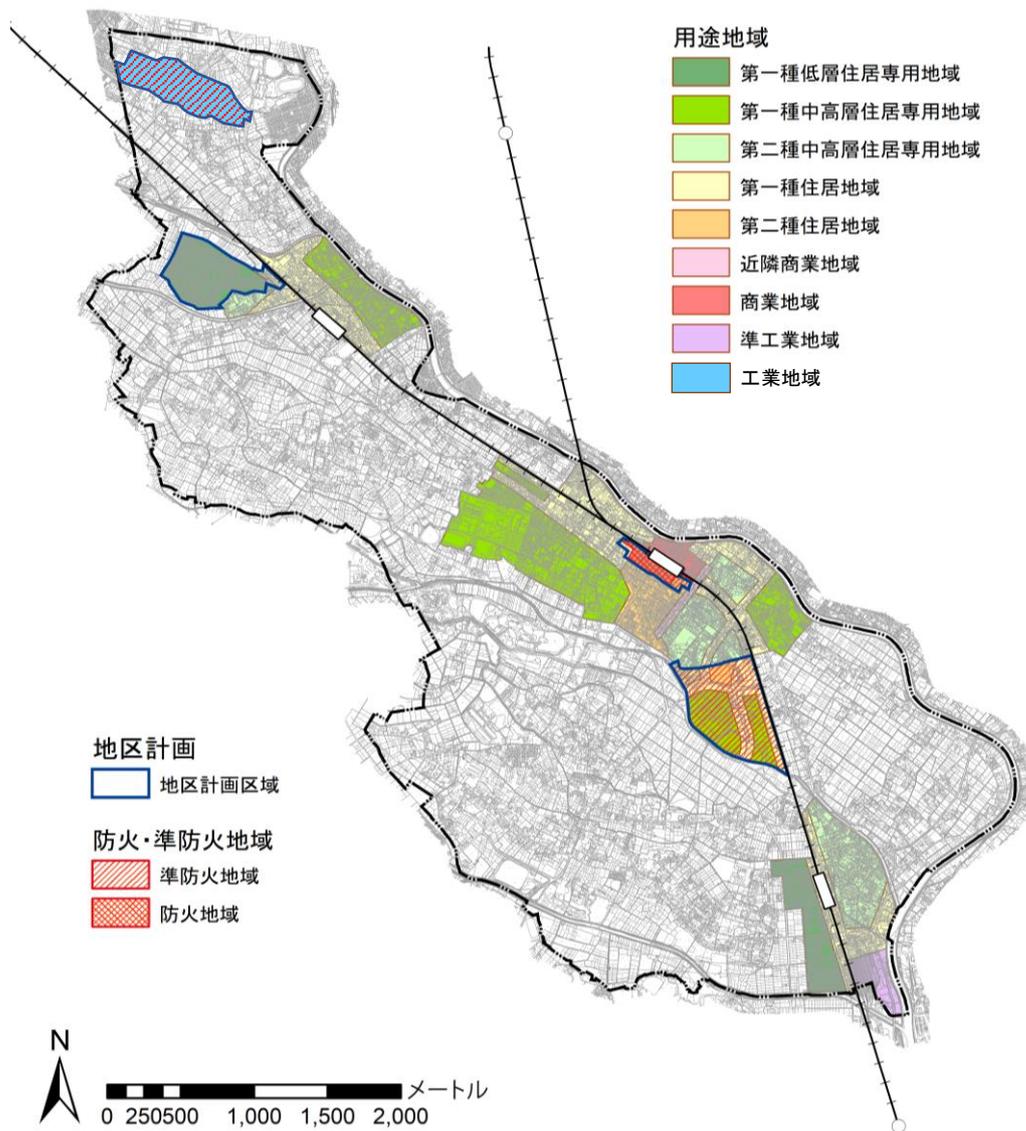
	2010年 (H22)	2013年 (H25)
宮代町	51.2	53.9
春日部市	62.2	62.5
久喜市	85.4	85.0
蓮田市	63.5	73.1
幸手市	70.3	74.6
白岡市	60.9	61.0
杉戸町	67.1	69.8

出典：RESAS 地域経済循環図

《既存市街地と郊外田園環境の適正管理に向けた対応》

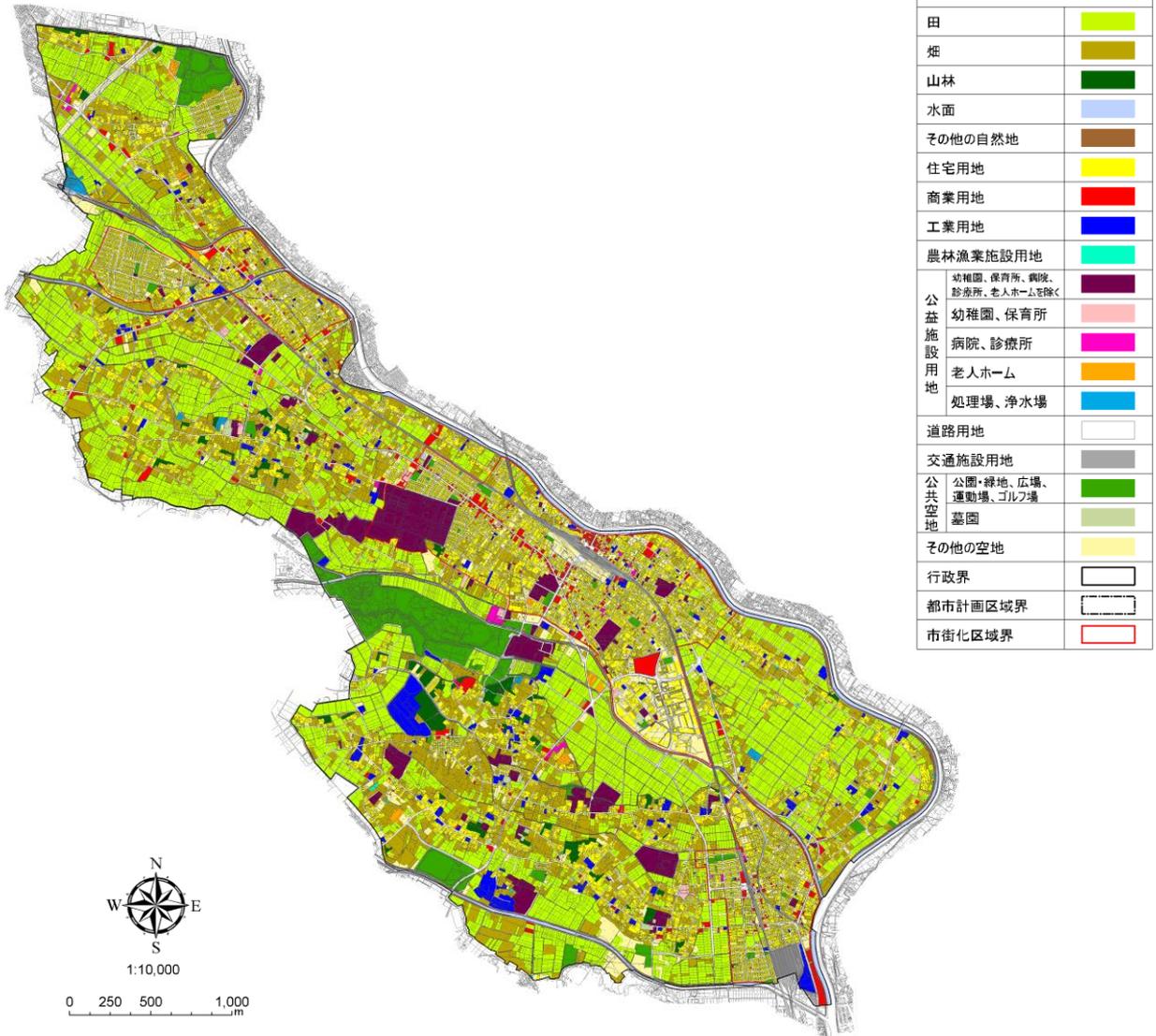
- 本町は、線引き都市計画区域となる「幸手都市計画区域」に全域が指定されています。区域区分に基づく土地利用が進められており、市街化区域では土地区画整理事業などの大規模開発によって、主に住宅を中心とした市街地整備が進められてきました。今後は住宅の老朽化や空き家の抑制に向けた対応が必要です。
- 市街化調整区域はほぼ全域が農業振興地域に指定されており、郊外に点在する既存集落の営農者が本町の農業生産を支えています。近年では耕作放棄地が増加傾向にあります。
- 本町の土地利用の動向を地目別にみると、過去 20 年間で「宅地」が 54ha 増加する一方で、「田」や「畑」が 65ha 減少しており、農地の宅地化が進んでいます。本町の特徴でもある豊かな田園環境の保全・活用に向けた取組が求められます。

■ 都市計画の指定状況



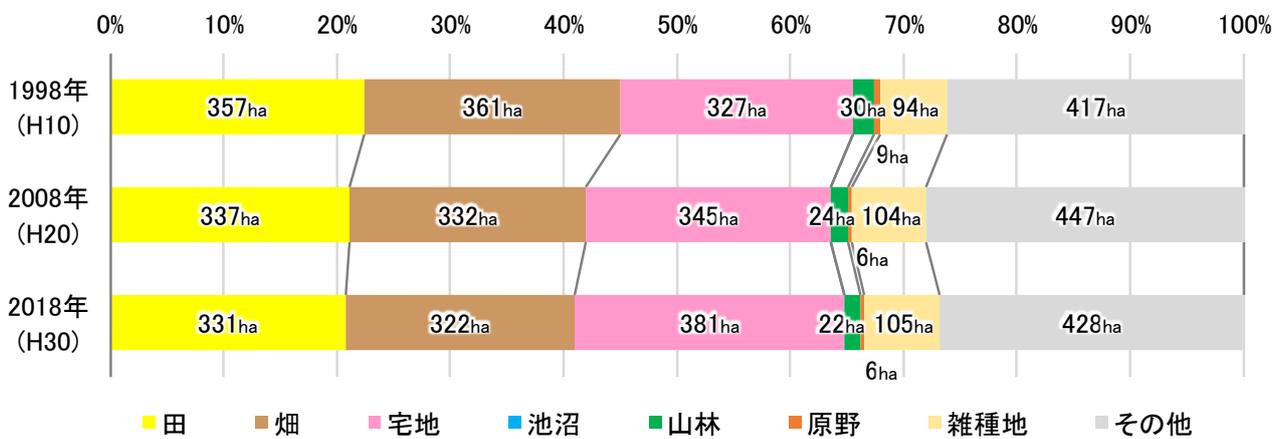
出典：平成 28 年度都市計画基礎調査

■ 土地利用現況図



出典：平成 28 年度都市計画基礎調査

■ 地目別面積の推移（平成 10～30 年）

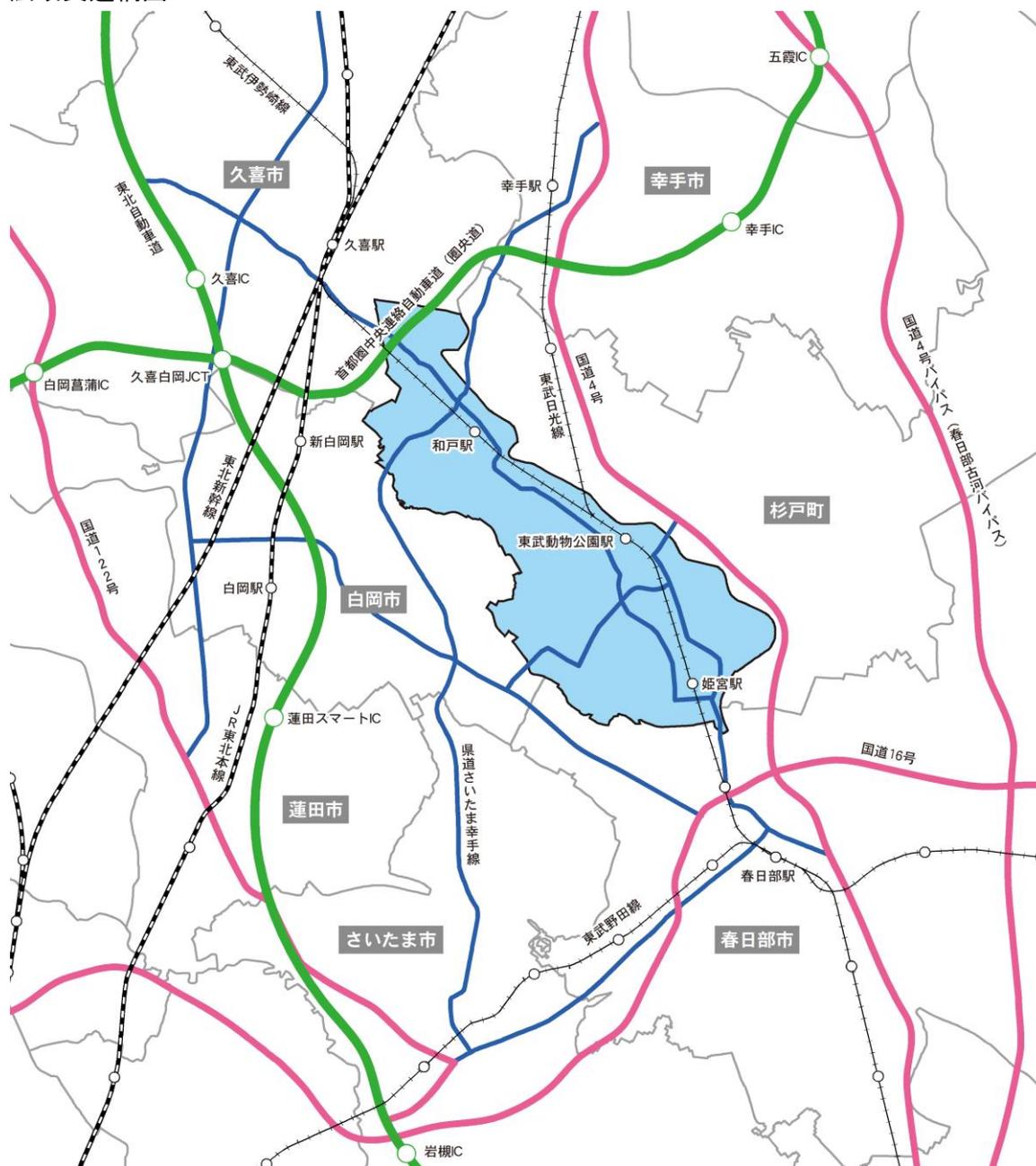


出典：概要調書を基に作成

《交通基盤・公共交通網の維持・充実》

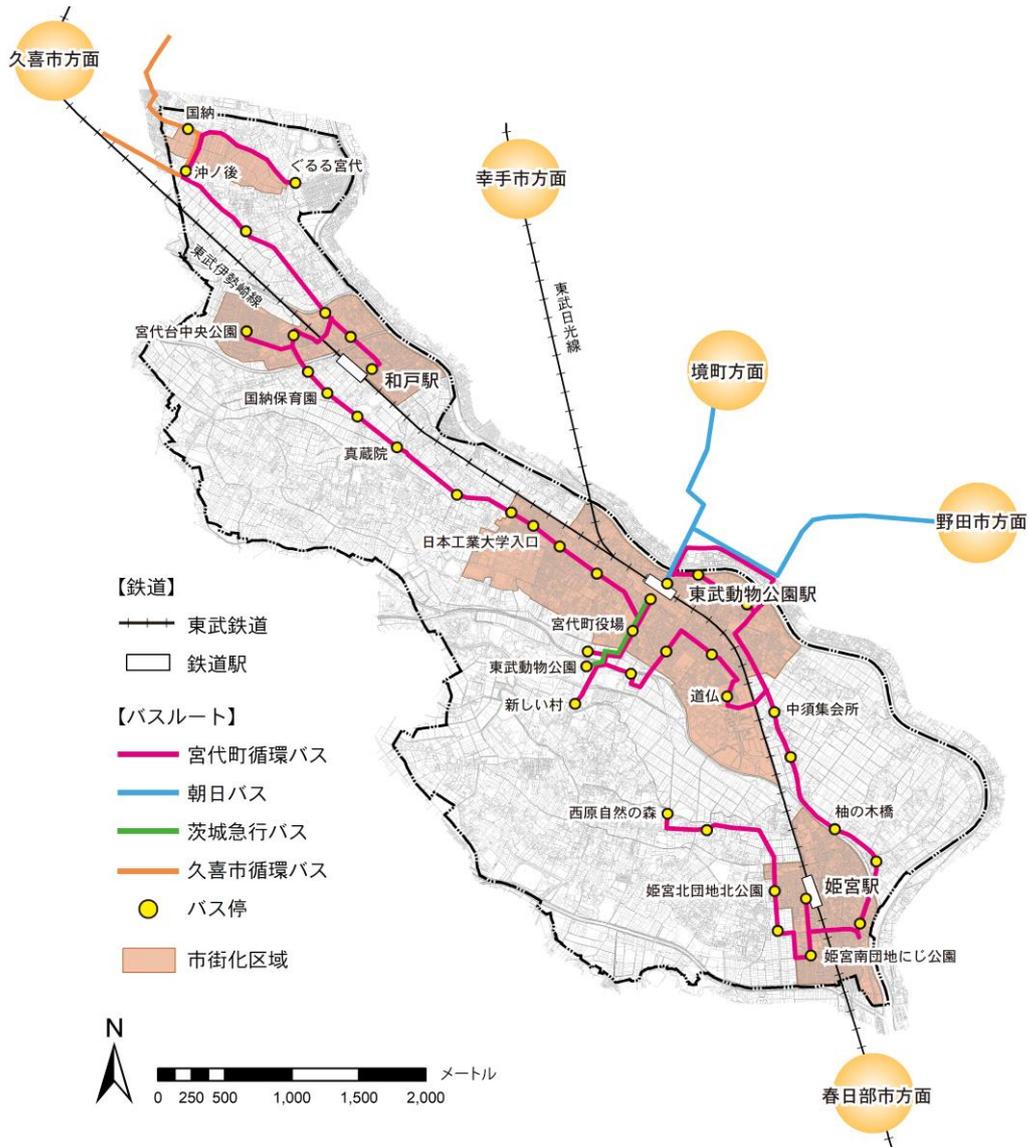
- 本町には東武伊勢崎線及び東武日光線が整備されており、都心部や栃木、群馬方面への広域的なアクセス網が確保されています。
- 道路網をみると、町内に整備されている県道はありますが、通勤時間帯の渋滞や周辺市町への接続も十分とは言えず、都市機能向上を図るには、広域ネットワーク道路の整備が必要です。
- バス網は「宮代町循環バス」や「久喜市循環バス」などの公営循環バスが住民の移動を支えています。町内全域のカバーは難しいため、新たな交通システムの導入の検討が必要です。

■ 広域交通網図



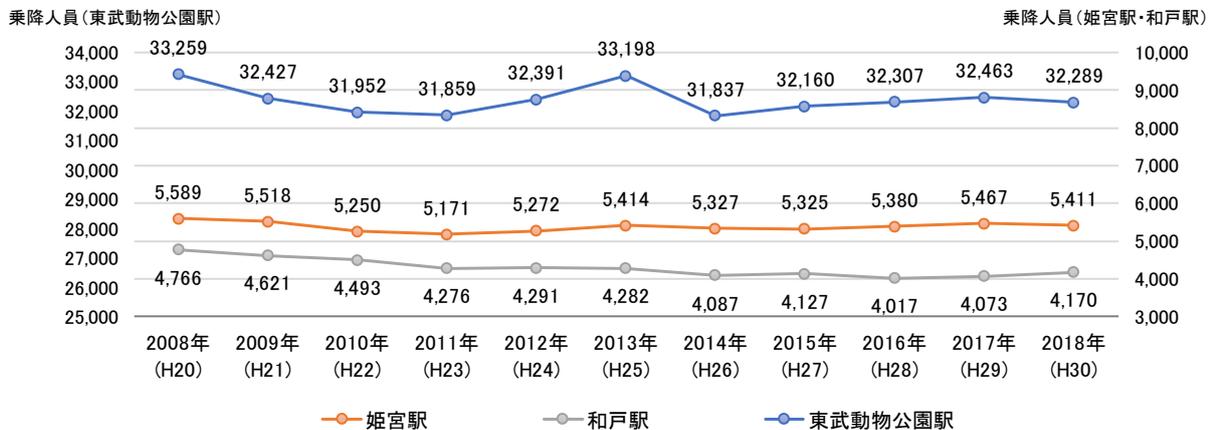
出典：宮代町資料を基に作成

■ 公共交通網の運行状況



出典：宮代町資料を基に作成

■ 鉄道駅の乗降客数の推移

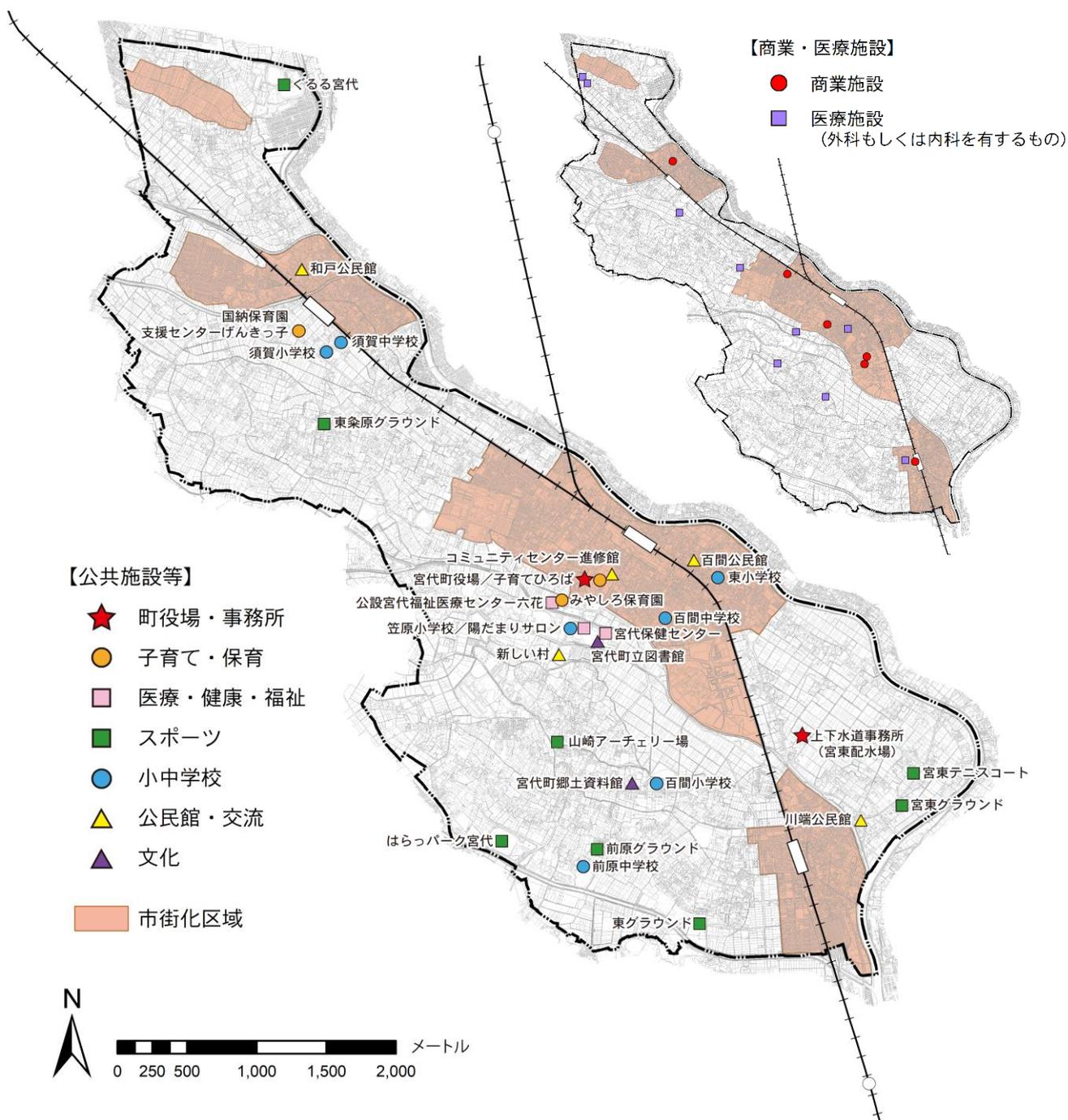


出典：東武鉄道（株）資料を基に作成

《都市基盤の適正管理・生活利便施設の充実》

- 町内には、上下水道や公共施設など、住民の生活を支える様々な都市基盤が整備されています。今後も施設の適正管理や長寿命化に基づく機能の維持・充実が必要です。
- 既存市街地や主要集落の徒歩圏内には、商業・医療・福祉などの生活利便施設が一定程度立地しています。将来にわたって定住人口を確保していくためには、生活に必要な諸機能を集約し、移動距離を小さくすることで、利便性の向上を図る、歩いて暮らせるまちづくりが求められることから、商業や医療など、新たな都市機能の立地誘導も必要です。

■ 主要公共施設、商業施設及び医療施設の分布図



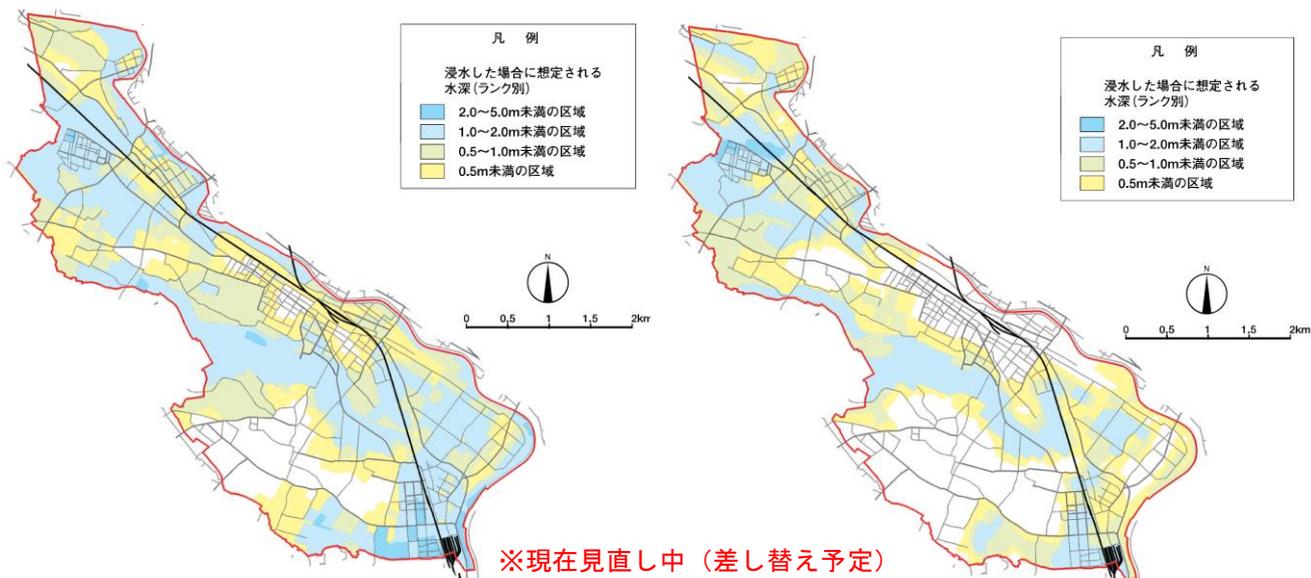
出典：宮代町資料を基に作成

《安心・安全な生活環境の確保》

- 河川に接する地理的特性から、町内に浸水想定区域が指定されています。首都圏での大規模地震も予想される中で、安心・安全なまちづくりに向けた環境づくりが必要です。
- 本町では、住宅総数が減少する中で、人の住んでいない純粋な空き家の割合が増加しています。管理の行き届かない空き家・空き室の発生は、居住環境や治安の悪化等につながるため、適切な管理や積極的な活用促進に資する施策の検討が必要です。

■ 浸水想定区域（利根川が氾濫した場合）

■ 浸水想定区域（荒川が氾濫した場合）



出典：宮代町洪水ハザードマップ

■ 空き家件数及び空き家率の推移

	住宅総数	空き家	
		賃貸用の住宅	その他の住宅※
2003年 (H15)	14,280	1,000 (7.0%)	490 (3.4%)
2008年 (H20)	15,150	1,240 (8.2%)	430 (2.8%)
2013年 (H25)	15,470	1,710 (11.1%)	310 (2.0%)
2018年 (H30)	16,150	1,080 (6.7%)	670 (4.1%)

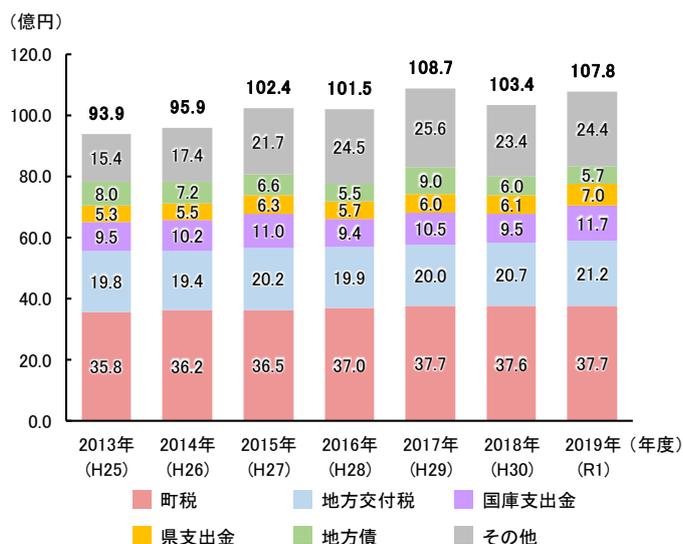
※別荘等の二次的住宅や賃貸用、売却用の住宅を除く、人が住んでいない住宅

出典：住宅・土地統計調査

《効果的・効率的な行財政運営》

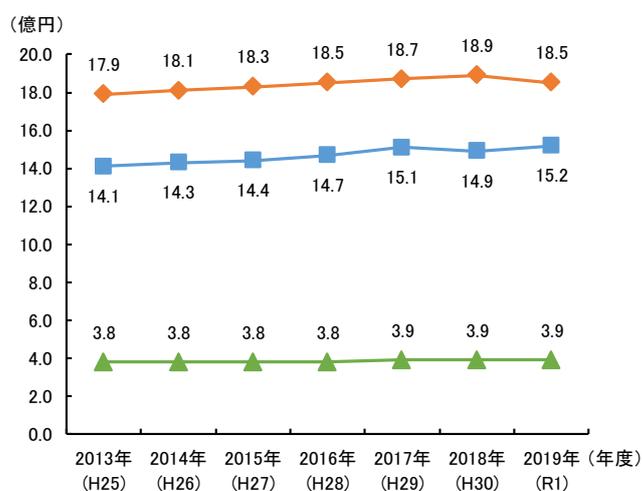
- 本町の歳入・町税は、平成 25 年度から増加傾向にあります。令和元年度の歳入は 107.8 億円で、そのうち町税収入が 37.7 億円で全体の 35.0%を占めています。
- 歳出は、令和元年度で 102.3 億円と平成 25 年度から 13.0 億円増となっています。目的別歳出をみると、福祉関連の支出である民生費の伸びが高くなっています。
- 本町の歳入・歳出はともに増加傾向にあることから、引き続き、持続可能な都市経営に向けた安定した行財政運営が必要です。

■ 歳入の推移



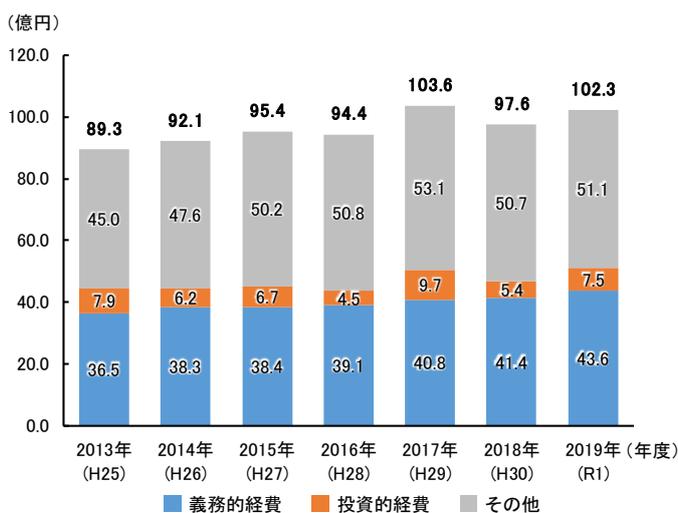
出典：総務省市町村決算カード

■ 町税の推移



出典：総務省市町村決算カード

■ 歳出の推移



出典：総務省市町村決算カード

■ 目的別歳出の推移

単位：千円

	2013年 (H25)	2014年 (H26)	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (R1)
議会費	100,094	102,133	107,122	98,110	98,326	98,197	100,022
総務費	1,294,504	1,394,347	1,655,946	1,637,056	1,691,902	1,704,364	1,598,293
民生費	2,954,576	3,189,792	3,335,395	3,416,151	3,647,304	3,592,123	3,936,012
衛生費	745,610	753,724	739,567	730,698	794,635	797,231	805,347
労働費	65,327	25,427	9,233	5,139	3,050	3,050	1,105
農林水産事業費	180,356	183,101	161,249	240,075	235,271	250,486	263,707
商工費	62,777	52,519	124,684	63,984	63,383	56,606	106,264
土木費	1,355,973	1,247,120	1,243,602	934,309	1,139,713	933,846	973,959
消防費	521,737	525,374	532,822	580,244	823,111	530,389	613,807
教育費	1,016,016	1,040,150	957,250	1,033,765	1,148,197	1,041,750	1,080,046
公債費	634,702	699,213	672,220	700,894	715,063	748,641	748,996
合計	8,931,672	9,212,900	9,539,090	9,440,425	10,359,955	9,756,683	10,227,558

出典：総務省市町村決算カード

Ⅲ 住民意向

1 住民アンケート調査

(1) 調査概要

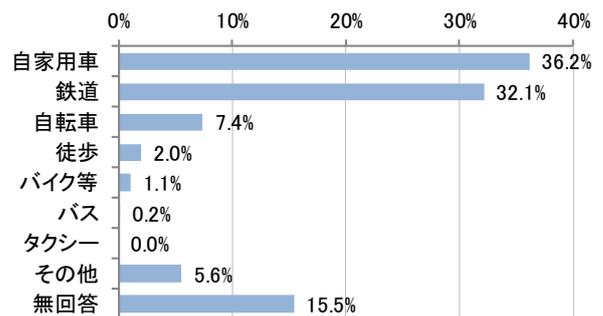
- 計画の策定にあたり、地区の現状や普段の生活スタイル、将来のまちづくりの方向性などについて、住民の皆様のご意見を広くお伺いするために、住民アンケート調査を実施しました。

調査地域	宮代町全域
調査対象	町内在住の16歳以上の男女2,000人（住民基本台帳より抽出） 町議会議員13人
調査方法	郵送配布・郵送回収（町議会議員は対面配布回収）
調査期間	令和元年9月4日～10月30日
回収結果	有効回収数842票 回収率41.8%

(2) 調査結果概要

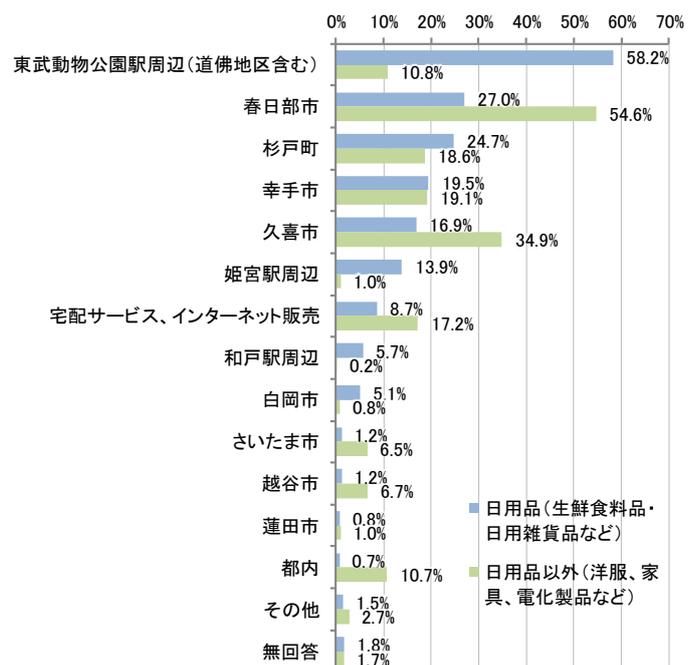
① 日常の移動手段

- 通勤・通学先等への日常の移動手段は、「自家用車」が36.2%で最も高いものの、町内に3つの鉄道駅を有する特性から、「鉄道」の利用も32.1%と高い水準となっています。



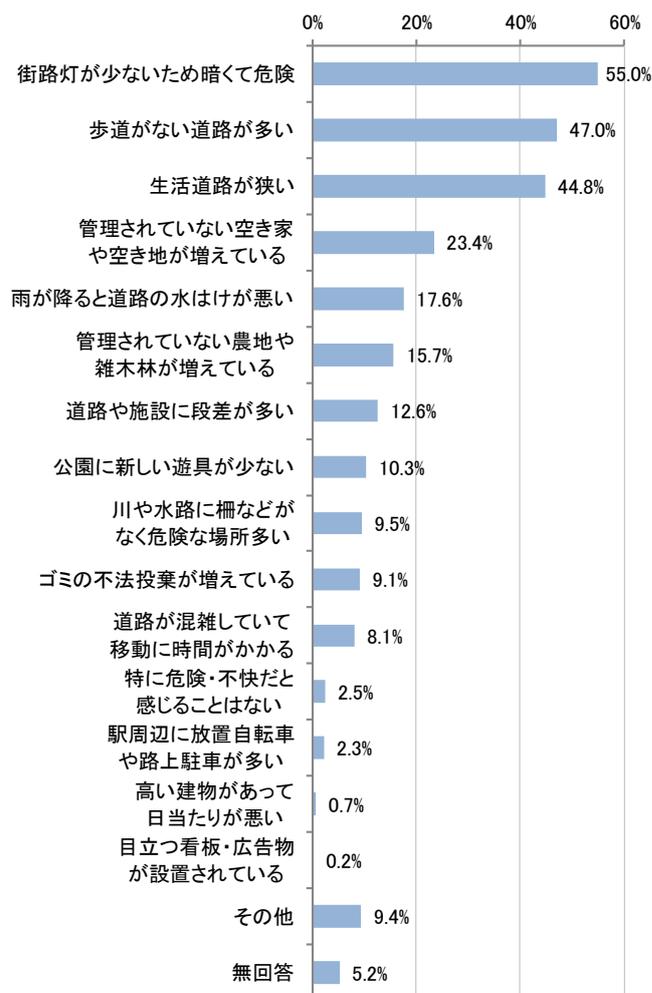
② 日常の生活圏

- 日用品の買い物の利用先は、「東武動物公園駅周辺（道佛地区含む）」の割合が58.2%と高い一方、日用品以外については町外、特に隣接する「春日部市」や「久喜市」の割合が高くなっています。
- 居住地区別にみると、和戸駅周辺地区では「久喜市」や「幸手市」、姫宮駅周辺地区では「春日部市」など、隣接する都市の利用割合が高くなっており、居住地区ごとに生活圏の違いがみられます。



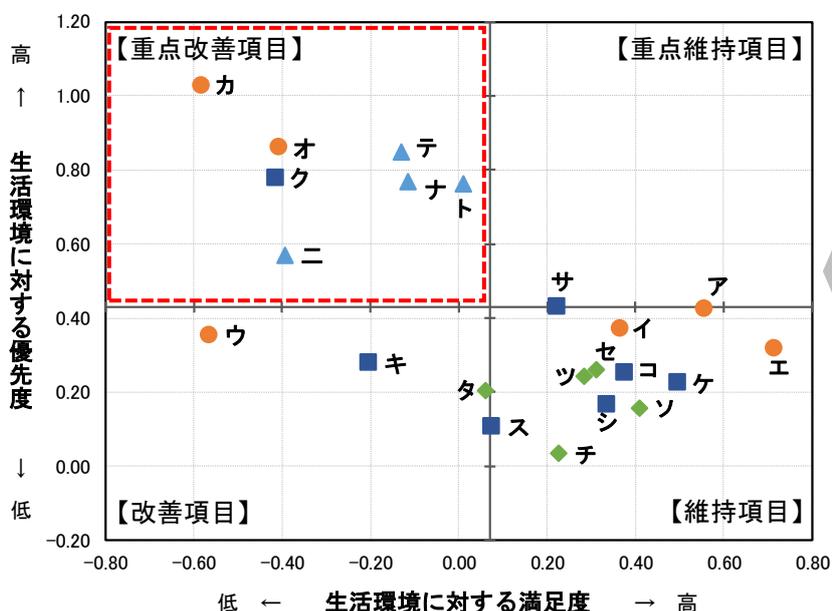
③ 日常的に危険・不快と感ずること

○ 生活していて、日常的に危険・不快と感ずることについてお聞きしたところ、「街路灯が少ないため暗くて危険」が55.0%と最も多く、次いで「歩道がない道路が多い」が47.0%、「生活道路が狭い」が44.8%と、身近な道路環境の管理・整備について、不十分と感ずている住民が多くみられます。



④ 生活環境の満足度・優先度

○ まちの生活環境について満足度と優先度をお聞きしたところ、満足度が低く優先度が高い重点改善項目として「オ. 買い物の便利さ」「カ. 医療・福祉施設の利用のしやすさ」「ク. 生活道路の整備」とともに、安全性に係る項目（テ～ニ）全てが挙げられています。



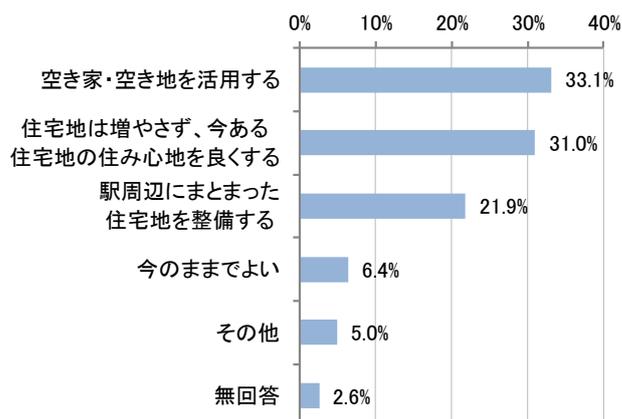
- 【利便性】**
 - ア. 通勤・通学のしやすさ
 - イ. 自動車で移動のしやすさ
 - ウ. バスの利用のしやすさ
 - エ. 鉄道の利用のしやすさ
 - オ. 買い物の便利さ
 - カ. 医療・福祉施設の利用のしやすさ
- 【都市基盤】**
 - キ. 公園や広場などの遊び場
 - ク. 生活道路の整備
 - ケ. 上水道の状況(供給の安定性、おいしさ)
 - コ. 下水道の整備
 - サ. 学校など教育施設の整備
 - シ. 図書館・公民館の整備
 - ス. 運動・スポーツ施設の整備
- 【快適性・魅力】**
 - セ. 自然環境の保全・管理
 - ソ. 自然的景観
 - タ. 街並み景観
 - チ. 歴史・文化資源の保全・活用
 - ツ. 騒音・悪臭などの公害対策
- 【安全性】**
 - テ. 交通安全対策
 - ト. 自然災害に対する防災対策
 - ナ. まちの防犯対策
 - ニ. 空き家などの管理及び抑制対策

※赤枠内は「重点改善項目」

⑤ これからの土地利用のあり方

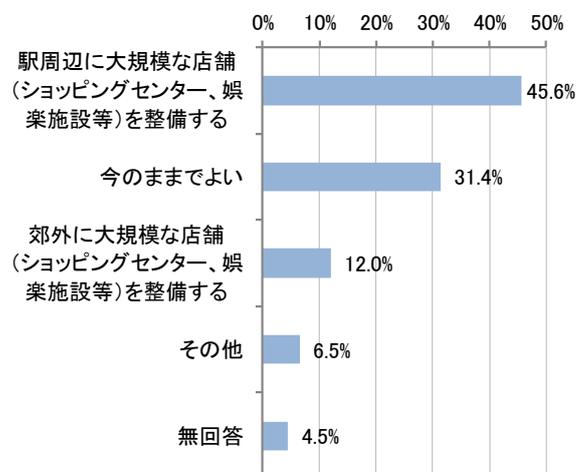
■ 住宅地のあり方

- 「空き家・空き地を活用する」や「住宅地は増やさず、今ある住宅地の住み心地を良くする」など、既存の住環境の改善・活用を求める割合が高くなっています。
- 「駅周辺にまとまった住宅地を整備する」も21.9%と、定住人口確保に向けた住宅地を希望する声もみられています。



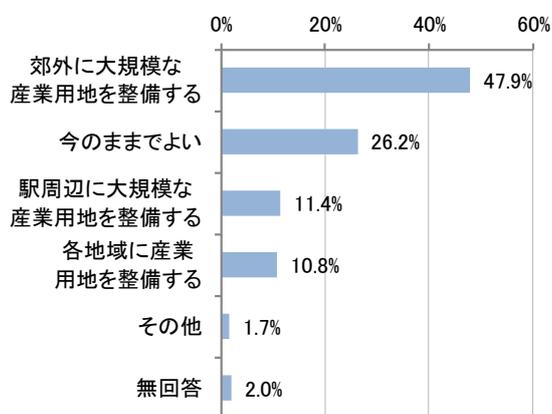
■ 商業地のあり方

- 「駅周辺に大規模な店舗（ショッピングセンター、娯楽施設等）を整備する」が45.6%と最も多く、町の拠点となる駅周辺での商業機能創出が期待されています。
- 「今のままでよい」も31.4%と高く、現状の商業環境に満足している住民や新たな商業地創出による居住環境への影響を懸念する住民も一定数みられます。



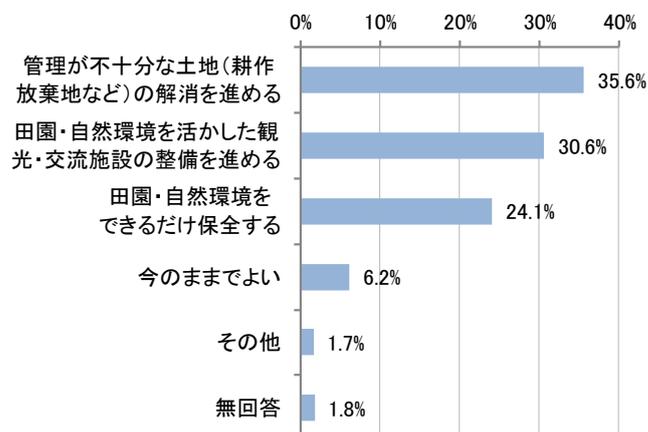
■ 産業用地のあり方

- 「郊外に大規模な産業用地を整備する」が47.9%と最も多く、居住環境への影響が少ない郊外部での整備を求める割合が高くなっています。
- 商業地と同じく、「今のままでよい」が26.2%を占めており、新たな産業用地の創出による居住環境への影響を懸念している住民が一定数みられます。



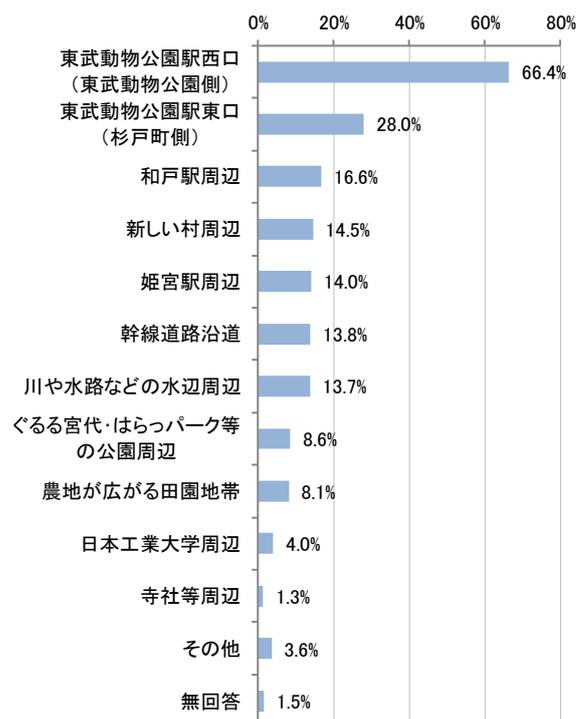
■ 田園・自然環境のあり方

- 「管理が不十分な土地（耕作放棄地など）の解消を進める」や「田園・自然環境を活かした観光・交流施設の整備を進める」など、自然資源の適正管理と更なる活用を求める割合が高くなっています。
- 「田園・自然環境をできるだけ保全する」も24.1%と高い割合を占めています。



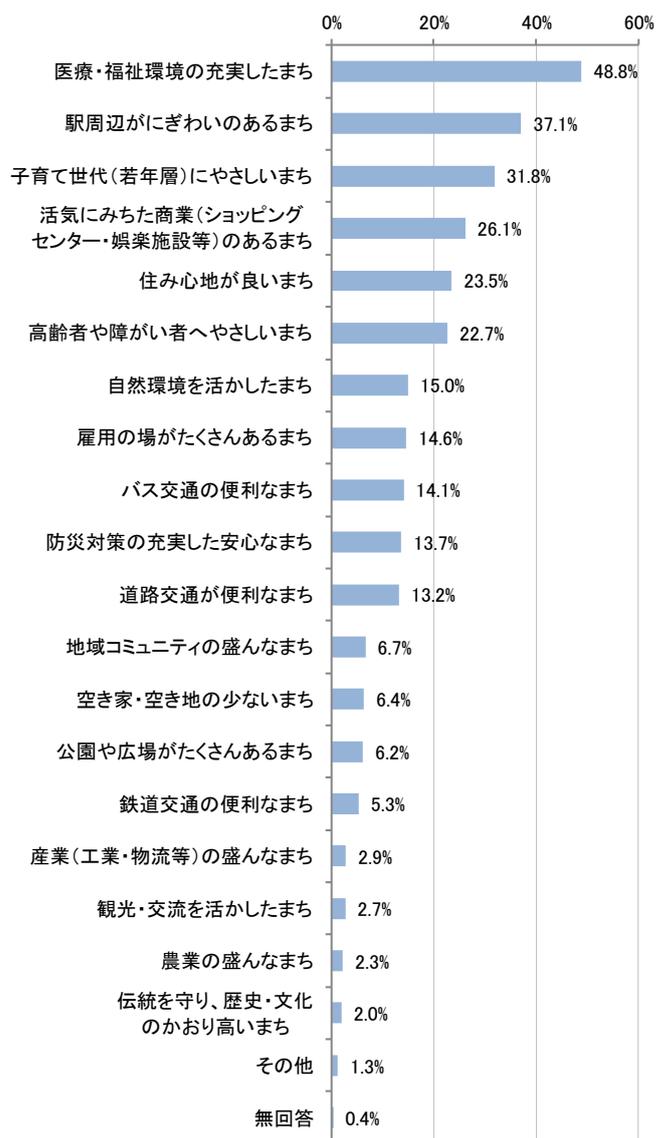
⑥ 魅力向上のために整備すべきエリア

- 宮代町の魅力向上のために、どのエリアを中心に整備すべきかをお聞きしたところ、「東武動物公園駅西口（東武動物公園側）」が66.4%と最も多く、土地区画整理事業によって整備された西口エリアでの新たな都市機能の整備・充実が期待されています。
- 都市計画道路の整備が進められている「東武動物公園駅東口（杉戸町側）」も28.0%と高い割合を占めています。
- 「和戸駅周辺」や「姫宮駅周辺」「新しい村周辺」など、鉄道駅や既存の交流施設周辺での一体的な機能向上も期待されています。



⑦ まちづくりを進めていくうえでの視点

- 宮代町が誰にとっても住みやすい、住み続けられるまちであるためには、これからのような視点でまちづくりを進めていくべきかをお聞きしたところ、「医療・福祉環境の充実したまち」が48.8%と最も多く、高齢化への対応の視点に立ったまちづくりが期待されています。
- 次いで「駅周辺がにぎわいのあるまち」が37.1%、「子育て世代（若年層）にやさしいまち」が31.8%、「活気にみちた商業（ショッピングセンター・娯楽施設等）のあるまち」が26.1%となっています。子育て世代の転入が多い本町の特性から、若い世代が宮代町に住みたいと思えるような魅力的なまちづくりも求められています。



【参考】中学生アンケート調査

■ 調査概要

- 計画の策定にあたり、本町の将来を担う若い世代の意見を把握するため、町内の中学生を対象に、「まちづくりを進めていくうえでの視点」「これからの土地利用のあり方」「日常的に危険・不快と感ずること」「魅力向上のために整備すべきエリア」についてアンケート調査を実施しました。

調査地域	宮代町全域
調査対象	町内の中学生（須賀中学校、百間中学校、前原中学校）全学年
調査方法	学校ごとの配布・回収
調査期間	令和元年9月18日～9月20日
回収結果	有効回収数 635 票 回収率 89.4%

■ 中学生アンケート調査の特徴

- 中学生アンケートの調査結果をみると、土地利用のあり方や日常的に危険・不快と感ずること、魅力向上のために整備すべきエリアについては、住民アンケート調査と概ね同様の傾向が見られました。
- 一方で、まちづくりを進めていくうえでの視点については「住み心地が良いまち」が44.6%と最も多くなっており、身近な生活圏の環境が整った、暮らしやすいまちづくりが期待されています。また、「活気にみちた商業（ショッピングセンター・娯楽施設等）のあるまち」が39.7%、「駅周辺がにぎわいのあるまち」が30.2%と、にぎわいの創出を期待する声も多く挙がっています。

[まちづくりを進めていくうえでの視点]



2 宮代町まち歩き

(1) 開催概要

- 計画の策定にあたり、宮代町をより暮らしやすいまちにしていくために、住民の皆さんと一緒にまちを点検しながら、これからのまちづくりに求められる取組や方向性を一緒に考える機会として『宮代町まち歩き』を開催しました。

開催日時	令和元年10月5日(土) 9:00~16:00
調査対象地域	宮代町全域(東武動物公園駅周辺地区、和戸駅周辺地区、姫宮駅周辺地区)
参加者	15名
募集方法	・住民アンケート調査票に参加者募集のチラシと参加申込書を同封 ・自治会・市民団体等を通じた参加者募集
開催内容	・新たな視点で宮代町の魅力や課題を見つけるため、3グループ(東武動物公園駅周辺地区、和戸駅周辺地区、姫宮駅周辺地区)に分かれ、参加者の居住地区以外のまちを実際に歩いて点検。まち歩き後は、発見した魅力や課題等についてワークショップ形式でとりまとめ・発表



(2) まち歩きで挙げられた主なご意見

	東武動物公園駅周辺地区	和戸駅周辺地区	姫宮駅周辺地区
まちの魅力	<ul style="list-style-type: none"> 個人商店など隠れた観光資源が多数ある。 身代神社など歴史・文化資源がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 一団で開発された住宅地は道路も広く、緑もあって環境がよい。 自然が残されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史・文化を感じる景観を有している。 地域のコミュニティの繋がりが強い。
まちの課題	<ul style="list-style-type: none"> 大雨などで道路が冠水する。 既存の地域資源が住民に周知されていない。 駐車場が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 西側周辺が活用できていない。 東側周辺は交通量が多く、交通環境も悪い。 若い世代が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 土地が低いので水害の危険性が高い。 まちの賑わい不足 公園が少なく、河川沿いに遊歩道もない。
まちづくりのアイデア	<ul style="list-style-type: none"> 西口駅前を活用した新たな拠点づくり。 東武動物公園と日本工業大学との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 西側周辺は住宅地としての魅力的 移動販売の導入検討 ブロック塀から生垣へ。 	<ul style="list-style-type: none"> “農”との近さを活かした住環境形成 郊外での秩序ある開発を誘導する。
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 買い物できる場所が少なく、郊外の居住地では買い物が困難 空き家が気になるが、思ったより建て替えが進んでいる地区もみられた。 町内循環バスの運行本数を増やしてもらいたい。 区画整理などがされていない既存市街地の住宅地は、道路が狭く危険 		

IV まちづくりの主要課題と対応方向

本町の現状や住民意向から抽出された課題を踏まえ、本町を取り巻くまちづくりの主要課題とその解決に向けた対応方向を以下のように整理します。

町の活力創出に資する都市機能の活用と誘導

主要課題

- 商業施設の立地が限られており、商業活動が周辺都市に依存している状況です。住民の生活利便性や町の地域経済循環を高めるためにも、新たな商業機能の誘導が求められます。
- 住民意向では、商業地のあり方として「駅周辺に大規模な店舗を整備する」との意向が最も高く、これからの町の魅力向上のために中心に整備すべきエリアも「東武動物公園駅西口」が最も高くなっています。東武動物公園や日本工業大学などの拠点となる都市機能だけではなく、まちなかの身近な店舗など、魅力ある資源も多く有していることから、引き続き、既存都市機能の充実・活用による、まちの賑わいづくりが求められます。

対応方向

- 関係機関との連携を図りながら、本町の顔となる東武動物公園駅周辺において、住民が求める医療・福祉・商業など、新たな拠点的都市機能の誘導を目指します。
- 交通利便性の高い主要幹線道路沿道における、沿道型サービス施設の立地誘導を推進し、町内の商業環境の充実を目指します。
- 多様な主体との連携・協働を図りながら、町内に点在する多様な地域資源がネットワークされた、回遊性を促す市街地環境づくりを推進し、魅力向上と賑わいづくりを目指します。
- 鉄道駅周辺の市街化調整区域においては、そのポテンシャルを活かした活力創出に資する新たな土地利用の可能性を検討します。

誰もが安心・安全・快適に利用できる交通ネットワークの形成

主要課題

- 都心部や栃木・群馬方面への広域的なアクセスとなる鉄道網や道路網を有していますが、交通結節点となる鉄道駅と居住地を繋ぐ道路網やバス網のネットワークが十分とは言えず、更なる利便性の向上が求められます。
- 住民意向では「歩道がない道路が多い」「生活道路が狭い」など、身近な歩行環境が日常的な課題として挙げられており、対応が求められています。

対応方向

- 町内のネットワーク強化に向けて、引き続き、関係機関との連携・協働を図りながら、都市計画道路の計画的な整備を目指します。
- 住民の高齢化を見据え、自家用車に頼らなくても目的地まで円滑な移動が可能となるように、循環バスの活用やデマンド交通などの導入を検討し、持続可能で利便性の高い公共交通網の構築を目指します。
- 子どもから高齢者、障がいのある方まで、誰もが安心・安全に利用できる歩行環境の管理・整備を目指します。

安心・安全な暮らしを支える防災・防犯のまちづくり

主要課題

- 大落古利根川をはじめ、町内に多くの河川が流れる本町においては、大雨等による浸水被害が多く発生しています。近年では、台風や豪雨など自然災害も激甚化しており、住民の安心・安全な暮らしを守るためにも、自然災害に対する対応の充実が求められます。
- 住民意向では、「自然災害に対する防災対策」をはじめ、「交通安全対策」「まちの防犯対策」「空き家などの管理及び抑制対策」といった安全性に係る項目については、満足度が低く優先度が高い項目として挙げられており、防災・防犯等の充実が求められています。

対応方向

- 誰もが安心・安全な暮らしを送ることができるように、ハード・ソフト両面から、防災・防犯に向けた取組を強化し、防災・防犯のまちづくりを目指します。
- 関係機関との連携を図りながら、河川改修・整備の促進や市街地内の排水施設の適正管理等を推進し、水害の防止・抑制を目指します。
- 誰もが安心・安全に通行することができる道路交通環境の整備に取り組み、関係機関や住民など、多様な主体との連携・協働のもと、総合的な交通事故防止を目指します。

既存住宅地の“質”の確保・向上

主要課題

- 宮代台、学園台、姫宮南・北、桃山台など、大規模な宅地開発によって、市街化区域や一部の市街化調整区域において計画的な住宅地が形成されています。人口減少社会を迎えた中で、既存住宅地の空洞化による、まちの魅力や利便性の低下も懸念されることから、持続可能な都市として市街地の人口密度を確保していくためにも、住民が将来にわたって宮代町で暮らしたいと感じられるような“質”の高い居住環境づくりが求められます。
- これからの住宅地のあり方に係る住民意向でも、「住宅地は増やさず、今ある住宅地の住み心地を良くする」「空き家・空き地を活用する」といった意向が高く、既存の居住環境の改善が求められています。

対応方向

- 地区計画制度を活用し、隣地・道路との距離や敷地面積の最低限度を定めるなど、住民との連携・協働のもとで地区の実情に応じたルールを定め、居住環境の維持・改善を目指します。
- 安心・安全な居住地の確保に向けて、防火地域・準防火地域の指定など、既存住宅地の不燃化促進による燃えにくいまちづくりを目指します。
- 増加が見込まれる空き家・空き地については、その適切な管理・活用に向けた対策を講じ、様々な活動の場としての活用を目指します。

“農”の管理・保全・活用

主要課題

- 本町に広がる郊外の田園地帯は、町の農業生産を支えるとともに、観光資源としての活用や魅力ある景観の形成、防災機能の発揮など、多面的な役割を果たしていますが、近年では農業従事者の担い手不足や耕作放棄地の増加などが進行しており、農業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。
- 住民意向でも、本町の自然環境や自然景観に対する満足度は高いことから、引き続き、良好な環境の保全と適正な管理が求められます。

対応方向

- 住民や事業者など、多様な主体との連携・協働のもと、郊外の農地や平地林などの田園環境の管理・保全・活用を図りながら、「農」の資源を活かしたまちづくりを目指します。
- 優良農地については、関係法令の適正運用による管理・保全を図るとともに、基盤整備や農業法人を含めた多様な担い手の確保など、ハード・ソフトの一体的な取組による持続可能な営農環境の形成を目指します。
- 市街地内の農地については、潤いを与える貴重な緑空間として、周辺の居住環境と調和した管理・保全を図り、メリハリのある土地利用を目指します。

第3章 宮代町の将来像

- I 上位計画が掲げる将来像
- II 将来都市像
- III まちづくりの目標
- IV 将来都市構造

I 上位計画が掲げる将来像

1 第5次宮代町総合計画（基本構想）〈令和3年〇月策定〉

(1) 宮代町の未来像

首都圏でいちばん人が輝く町

(2) 宮代町の未来像を実現するための構想と方針

構想1	宮代らしさを価値として高めていく
方針A	町の原風景を形づくる「農」の資源を活かしていく
方針B	東武動物公園駅西口エリアの魅力を高めていく
方針C	宮代を発信していく
構想2	コンパクトな町の強みを活かす
方針D	歩きたくなる「まちなか」をつくる
方針E	日々の生活のアクセス性を高める
方針F	顔が見える地域経済をつくる
構想3	さまざまな活動や主体を生み出す
方針G	地域に人々の集まる場を生み出す
方針H	活動を生まれる「学び舎（学びのプラットフォーム）」づくり
方針I	町の中のキープレイヤー同士で連携する
方針J	町の中の遊休スペースを効果的に活用する
構想4	社会環境の変化に対応し行政運営を変化させ続ける
方針K	縦割りから横断的行政運営へ
方針L	多様な主体による公共の運営
方針M	今後求められる機能を核とした公共施設の再編

(3) 人口フレーム

令和12年（2030年） 34,000人

2 幸手都市計画区域の整備、開発及び保全の方針〈平成29年1月策定〉

(1) まちづくりの基本理念

○ コンパクトなまちの実現

高齢者をはじめ誰もが安心・安全で歩いて暮らせるまちづくりを推進する。
中心市街地に商業・医療・福祉・子育て支援施設など多様な都市機能の集積を図るとともに、ゆとりある質の高い居住環境を形成する。

また、地域から中心市街地や医療・福祉施設へのアクセス性を高め、生活環境の向上を図り、都市の利便性と田園のゆとりを共存できる都市を守り育てる。

公共交通の利用促進やみどりの創出などにより、低炭素社会の実現を図る。

○ 地域の個性ある発展

高速道路ネットワークの整備による波及効果や地理的な優位性を活かし、産業の集積を図るとともに、雇用の場を確保し、地域の活力の源となる次世代が暮らしてみたくなるような魅力あるまちづくりを進める。

○ 都市と自然・田園との共生

田畑・里山を活用しつつ、良好な田園・自然を保全する。

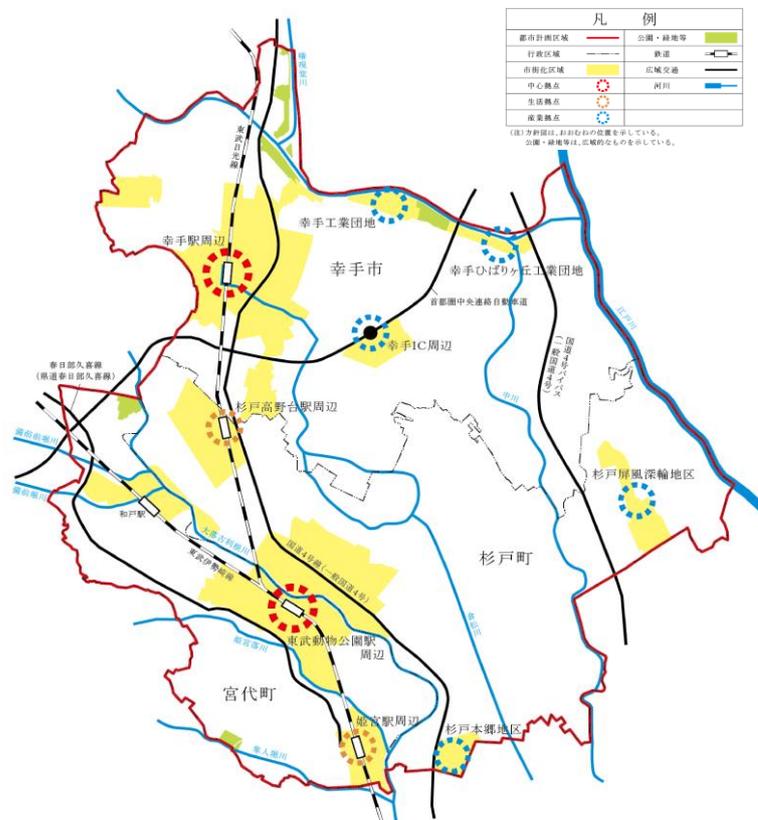
(2) 地域毎の市街地像

《中心拠点》

○ 幸手駅や東武動物公園駅の周辺は、環境との調和に配慮しながら、商業業務施設、公共施設、医療・福祉・子育て支援施設など多様な都市機能を集積し、まちの顔となる拠点を形成する。

《生活拠点》

○ 杉戸高野台駅や姫宮駅の周辺は、商業施設、公共施設、医療・福祉・子育て支援施設などが充実した地域生活を支える拠点を形成する。



(3) 区域区分

○ 本都市計画区域は、首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に指定されていることから、都市計画法第7条第1項第1号イに基づき、本都市計画に区域区分を定めるものとする。

Ⅱ 将来都市像

1 将来都市像

第5次宮代町総合計画では、宮代町の未来像として『首都圏でいちばん人が輝く町』を掲げ、各分野における「宮代らしさ」の創出により、住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを目指すこととしています。

都市計画マスタープランにおいても、第5次宮代町総合計画で掲げる未来像を継承し、都市計画の分野から、その実現に向けたまちづくりを展開していくこととします。

【将来都市像】

首都圏でいちばん人が輝く町

2 まちづくりの理念

将来都市像を実現するために、まちづくりの主体である市民が、四季折々の景観を楽しみ、暮らしの豊かさや安心・安全を実感しながら、笑顔で暮らすことのできるよう、国際的な社会開発目標である「SDGs」の理念に沿って、持続可能なまちづくりを進めます。また、本町に暮らす人だけではなく、本町のまちづくりに関わる人々が互いに協力し合い、様々な分野で個性や能力を発揮しながら、未来に向けて、住み続けたい、住んでみたい、訪れてみたいと思えるまちを創造するために、『笑顔をまもり未来へつなぐ』をまちづくりの理念として、各種事業や施策を計画的に実施します。



Ⅲ まちづくりの目標

本町の将来都市像や主要課題を踏まえ、本町がこれまで積み重ねてきたまちづくりを継承しつつ、更に暮らしやすいまちづくりへと繋げていくための目標を、以下のように設定します。

賑わいと活力のあるまちづくり

- 町が有する商業・業務・交通・地域交流などの多様な都市機能の適正な維持管理と活用を図るとともに、鉄道駅周辺や主要幹線道路沿道におけるポテンシャルを活かした新たな土地利用の展開も検討しながら、更なる賑わいと活力の創出を目指します。

誰もが安全に安心して住み続けられるまちづくり

- 子どもから高齢者、障がいのある方まで、誰もが安心して住み続けることができるように、生活や交通の利便性が確保された、質の高い居住地の維持・形成に取り組むとともに、地震や水害などの自然災害にも強い安全なまちづくりを目指します。
- 全国的に少子高齢化が進む中で、子育て世代の転入増加という本町の強みを最大限に活かしていくため、子育てのしやすさや暮らしやすさに配慮したまちづくりを目指します。

“農”と共生したまちづくり

- 町の原風景を形づくる農地・平地林・河川などの自然環境は、都市に潤いと魅力を与える重要な資源となることから、引き続き、適正な管理・保全を図るとともに、交流の場として更なる活用を図りながら、“農”と市街地が調和し、共生するまちづくりを目指します。

多様な主体との協働で支えるまちづくり

- 本町が推進してきた、市民参加の様々な取組を引き続き充実させながら、住民・事業者・行政など、多様な主体とのパートナーシップによる質の高いまちづくりを目指します。

IV 将来都市構造

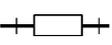
1 拠点の役割

- 「拠点」は、商業・業務、交流・レクリエーション、工業など、住民の日常生活や都市活動の中心となるエリアを示します。

名称	役割
まちなか拠点 	【東武動物公園駅周辺の市街地】 <input checked="" type="checkbox"/> 本町の賑わいを創出する拠点として、商業・業務・行政・医療・福祉など、多様な都市機能の集積と維持・充実を図ります。
生活拠点 	【和戸駅及び姫宮駅周辺の市街地】 <input checked="" type="checkbox"/> 周辺住民の日常生活の拠点として、商業・サービスなどの暮らしに必要な都市機能の維持・充実を図ります。
産業拠点 	【宮代和戸横町地区土地区画整理事業区域、東武鉄道南栗橋車両管区春日部支所周辺】 <input checked="" type="checkbox"/> 圏央道や鉄道網との近接性を活かした産業拠点として、本町の産業振興に資する環境共生型の工業団地の整備や新たな産業地の創出を図ります。
ふれあい交流拠点 	【ぐるる宮代、東武動物公園・新しい村周辺、はらっパーク宮代、西原自然の森】 <input checked="" type="checkbox"/> 町内外から多くの人が集まる交流拠点として、既存機能の適正管理と機能の充実を図ります。

2 軸の役割

- 「軸」は、人やモノの円滑な移動を確保するための主要な動線を示します。

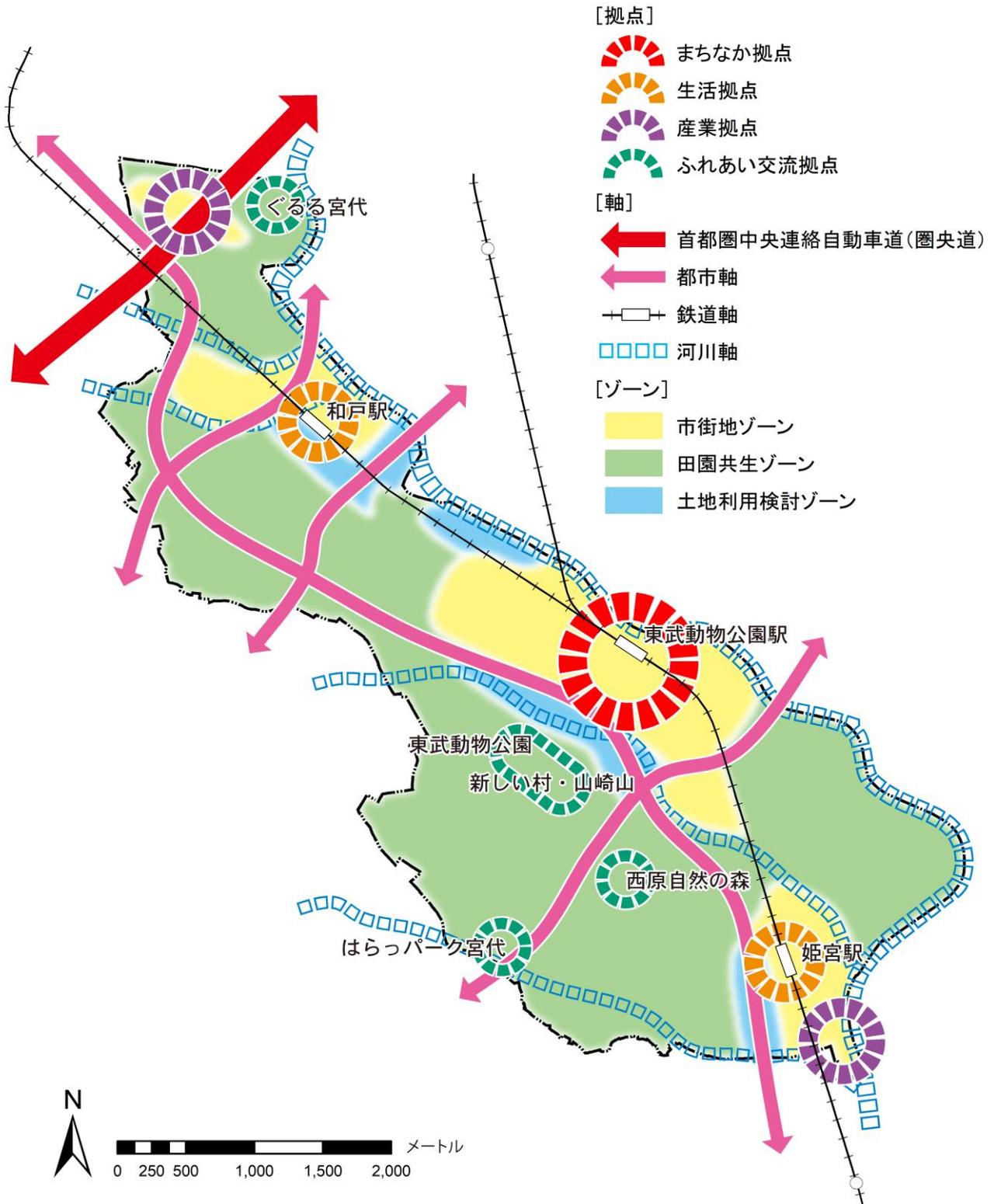
名称	役割
都市軸 	【圏央道及び本町と周辺都市を繋ぐ主要な広域幹線道路網】 <input checked="" type="checkbox"/> 本町と周辺都市を繋ぐ交通軸として、適正管理と計画的な整備を図ります。
鉄道軸 	【東武伊勢崎線及び東武日光線】 <input checked="" type="checkbox"/> 通勤・通学や広域移動を支える交通軸として、引き続き、事業者との連携による路線の維持・充実を図ります。
河川軸 	【大落古利根川、隼人堀川、姫宮落川をはじめとする河川・水路】 <input checked="" type="checkbox"/> 本町の潤いある環境を形成する環境軸として、安全性の高い親水空間としての適正管理・活用を図ります。

3 ゾーンの役割

- 「ゾーン」は、同じ特性・役割を有する連続した土地利用を面的に誘導する大まかな範囲を示します。

名 称	役 割
市街地ゾーン 	【市街化区域を中心とした既存市街地】 <input checked="" type="checkbox"/> 多くの住民の暮らしの場として、安心・安全・快適な居住環境の形成を図ります。
田園共生ゾーン 	【市街化調整区域の田園地域及び既存集落】 <input checked="" type="checkbox"/> 本町の農業生産と農に囲まれた潤いある環境を支える場として、既存集落の維持・活性化と農地をはじめとする自然環境の管理・保全・活用を図ります。
土地利用検討ゾーン 	【新たな土地地用を誘導する区域】 <input checked="" type="checkbox"/> 周辺環境との調和を前提としながら、地区の特性を踏まえ、町の活力創出・利便性向上に資する新たな土地利用の誘導を検討します。

4 将来都市構造図



第4章 全体構想（分野別方針）

- I 土地利用の基本方針
- II 交通体系の基本方針
- III 水と緑の基本方針
- IV 都市環境の基本方針
- V 安心・安全の基本方針

【将来都市像】

首都圏でいちばん人が輝く町

【まちづくりの主要課題】

- 本町の現状や住民意向から抽出した、5つのまちづくりの主要な課題を示しています。

【主要課題への対応方向】

- 抽出された5つの主要課題に向けた、それぞれの対応方向を示しています。

《町の活力創出に資する 都市機能の活用と誘導》

- ・ 新たな商業機能の誘導
- ・ 既存都市機能の充実・活用による、まちの賑わいづくり

- ・ 東武動物公園駅周辺における新たな拠点的都市機能の誘導
- ・ 主要幹線道路沿道における商業環境の充実
- ・ 鉄道駅周辺の市街化調整区域における新たな土地利用の可能性の検討

《誰もが安心・安全・快適に 利用できる交通ネットワークの形成》

- ・ 道路網やバス網の更なる利便性の向上
- ・ 身近な歩行環境の管理・整備

- ・ 都市計画道路の計画的な整備
- ・ 持続可能で利便性の高い公共交通網の構築
- ・ 誰もが安心・安全に利用できる歩行環境の管理・整備

《安心・安全な暮らしを支える 防災・防犯のまちづくり》

- ・ 防災・防犯対策等の充実

- ・ ハード・ソフト両面による、防災・防犯のまちづくり
- ・ 水害の防止・抑制
- ・ 道路交通環境の整備による交通事故の防止

《既存住宅地の“質”の確保・向上》

- ・ 将来にわたって宮代町で暮らしたいと感じられるような“質”の高い居住環境づくり

- ・ 地区計画制度を活用した、居住環境の維持・改善
- ・ 防火地域・準防火地域の指定による既存住宅の不燃化促進
- ・ 空き家・空き地の活用

《“農”の管理・保全・活用》

- ・ 農業従事者の担い手不足や耕作放棄地の増加
- ・ 良好な自然環境の保全と適正な管理

- ・ 「農」の資源を活かしたまちづくり
- ・ 持続可能な営農環境の形成
- ・ 市街地内の農地のメリハリのある土地利用



【まちづくりの理念】

笑顔をまもり未来へつなぐ

【まちづくりの目標】

- まちづくりの主要課題や対応方向を踏まえ、更に暮らしやすいまちづくりへと繋げていくための4つの目標を示しています。

賑わいと
活力のある
まちづくり

誰もが安全に
安心して
住み続けられる
まちづくり

“農”と共生した
まちづくり

多様な主体との協働で支えるまちづくり

【分野別方針】

- まちづくりの主要課題や目標を踏まえ、将来都市像の実現に向けた5つの方針を示しています。

I 土地利用の基本方針

- 1 区域区分に基づくメリハリのある土地利用
- 2 町の活力創出に資する新たな土地利用の計画的な誘導
- 3 “農”を支える自然環境の管理・保全・活用
- 4 土地利用区分別の方針

II 交通体系の基本方針

- 1 都市の成長を支える道路ネットワークの整備
- 2 持続可能な公共交通ネットワークの構築
- 3 歩いて暮らせる交通環境の形成

III 水と緑の基本方針

- 1 公園・緑地の“質”の向上
- 2 緑化の推進

IV 都市環境の基本方針

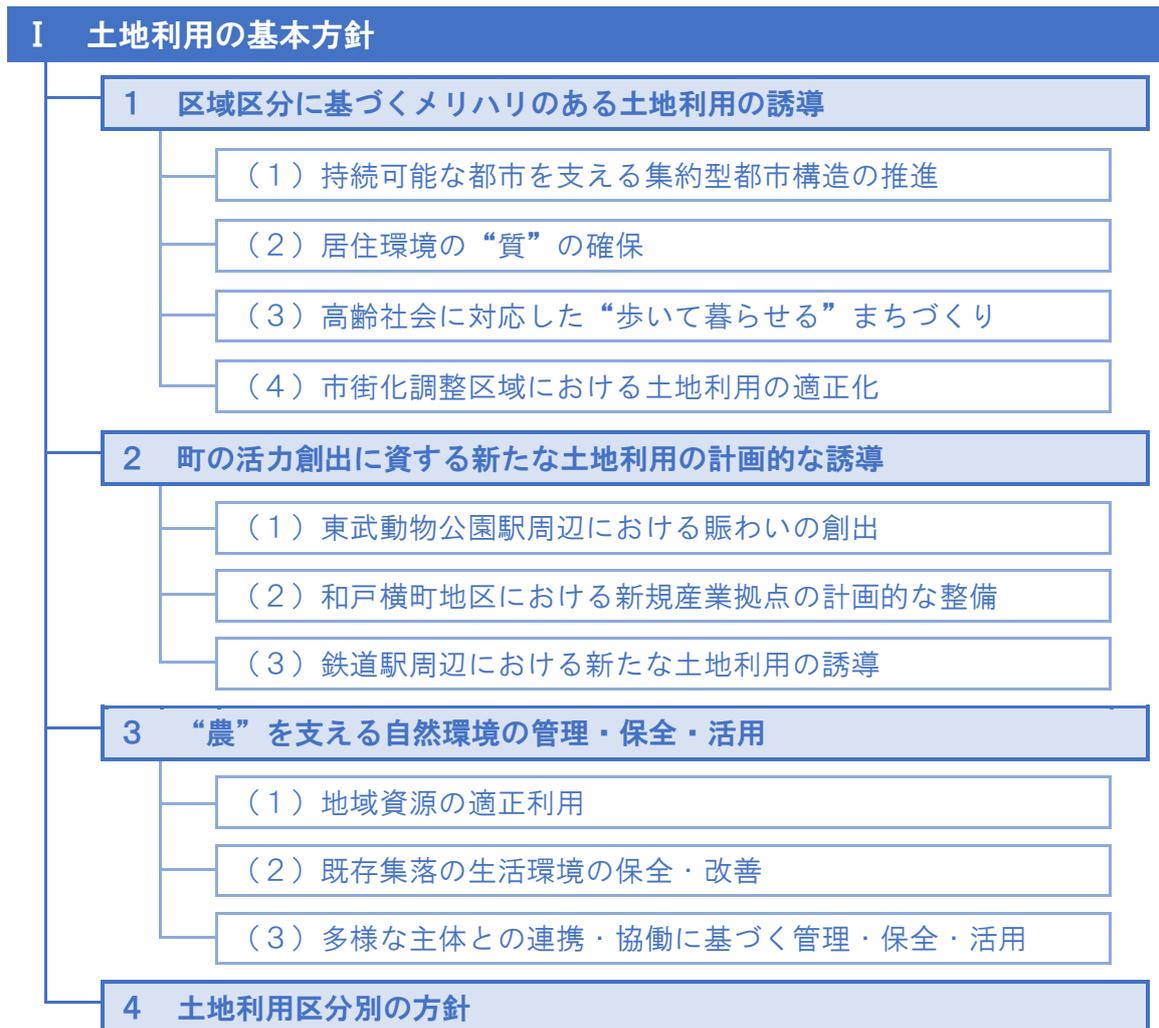
- 1 生活基盤施設の適正管理
- 2 健康福祉のまちづくり
- 3 都市の魅力を高める景観づくり
- 4 環境にやさしいまちづくりの推進

V 安心・安全の基本方針

- 1 災害に備えたまちづくり
- 2 協働に基づく地域防災力の向上
- 3 安全な暮らしの確保

I 土地利用の基本方針

土地利用の基本方針では、将来都市構造を踏まえ、既存市街地や産業用地、郊外の既存集落などの都市的土地利用の維持・充実や新たな創出に係る方針とともに、農地や里山などの自然的土地利用の管理・保全・活用の方針を位置づけます。



(1) 持続可能な都市を支える集約型都市構造の推進

本町は、計画的・優先的に市街化を図る「市街化区域」と、市街化を原則として抑制する「市街化調整区域」に区分する「区域区分」を設定している都市計画区域に指定されています。

社会全体が人口減少・少子高齢化へと転じる中で、本町が将来にわたって持続的に質の高い行政サービスを提供していくためには、都市経営に係るコストの更なる効率化を進めていく必要があります。近年増加している水害などの自然災害への備えを図りながら、区域区分に基づいて人口や都市機能が集積した利便性の高い市街地を形成し、その機能の充実を図ります。

また、生活に必要な諸機能を集約し、移動距離を小さくすることで、利便性の向上を図り、効果的・効率的な行財政を進めながら、住民の暮らしや事業者の働きやすい環境の“質”を将来にわたって確保し、誰もが宮代町で暮らしたい、働きたいと思える、笑顔あふれる魅力あるまちづくりを推進します。

(2) 居住環境の“質”の確保

土地区画整理事業や大規模開発によって計画的に整備された住宅地については、引き続き、充実した都市基盤の適正な維持管理を図りながら、地区計画や建築協定などのまちづくりルールに基づいた、質の高い居住環境の維持・向上を図ります。

昔からの既存住宅地については、一部道路などの生活基盤が十分でないエリアや古い住宅が密集しているエリアも残されていることから、建物の建て替え等に伴う道路空間の確保など、長期的視点に立って都市基盤の整備を推進します。

町内では住民の高齢化や転出等に伴って空き家や空き地の発生が増加しています。管理されていない空き家や空き地は、良好な居住環境の阻害要因となるため、所有者による適正管理を基本としながら、若年世帯等の新たな居住の受皿としての活用を促進します。

(3) 高齢社会に対応した“歩いて暮らせる”まちづくり

コンパクトな市街地の中に、居住地と都市機能が集積している本町の強みを生かし、誰もが徒歩や自転車、ベビーカーや車いすなどで移動可能な範囲で、商業・業務、医療・福祉や行政などの多様なサービスが享受できる、“歩いて暮らせる”利便性の高い市街地づくりに取り組みます。

歩いて暮らせるまちづくりの実現にあたっては、本町の拠点となる東武動物公園駅周辺の「まちなか拠点」や和戸駅及び姫宮駅周辺の「生活拠点」において、都市機能の充実を図るとともに、周辺の居住地とを繋ぐ交通環境の整備を図ります。

（４）市街化調整区域における土地利用の適正化

市街化調整区域は、原則として市街化を抑制し、農地等の自然環境を保全する区域ですが、市街化区域の縁辺部においては宅地化が進んでいるエリアも見られます。

スプロール現象による都市的土地利用の拡大は、周辺の営農環境の悪化、道路や水道施設の整備・維持管理費など都市経営に係るコストの非効率化を招くことが懸念されることから、市街化調整区域での無秩序な開発を抑制し、土地利用の適正化を図ります。

2 町の活力創出に資する新たな土地利用の計画的な誘導

(1) 東武動物公園駅周辺における賑わいの創出

本町の中心市街地となる東武動物公園駅周辺の市街地は、多様なサービスを楽しむことができる「まちなか拠点」に位置づけられています。土地区画整理事業によって都市基盤整備が完了している駅西口においては、「東武動物公園駅西口地区地区計画」に基づいて、商業・業務、医療・福祉などの機能を有する、新たな拠点市街地の形成を目指します。

駅東口においては、事業認可された駅前広場と都市計画道路の早期整備による交通結節機能の強化を推進するとともに、駅前整備を契機とした賑わいの創出に取り組みます。

(2) 和戸横町地区における新たな産業拠点の計画的な整備

和戸横町地区では、圏央道に近接する広域交通利便性を活かした新たな産業拠点として、工業団地の整備が進められています。

幸手 IC までのアクセス路の確保など、広域交通利便性の向上に資する施設整備に取り組むとともに、「宮代和戸横町地区地区計画」に基づいた土地利用誘導により、周辺環境と調和した、産業拠点の形成に取り組みます。

(3) 鉄道駅周辺における新たな土地利用の誘導

和戸駅周辺地区については、鉄道駅に近接し、周辺都市へと繋がる道路網も確保されていることから、本町の新たな活力創出に資する産業系土地利用の誘導を図ります。

また、本町と春日部市を繋ぐ（都）春日部久喜線延伸路線の沿道エリアである姫宮駅西側周辺地区については、周辺住民や道路利用者の利便性向上に資する沿道サービス施設や産業系土地利用の誘導を図ります。

（１）地域資源の適正利用

本町に広がる農地や平地林、河川・用水路など、町の原風景を形づくる「農」の資源は、本町が目指す「宮代らしさ」の価値を高めていく重要な地域資源です。

これらの地域資源を将来にわたって適正に確保していくため、市街化調整区域に広がる農地や平地林については、「農業振興地域の整備に関する法律」や「森林法」などの関係法令の適正運用による管理・保全を基本としながら、町内の農業振興施策との連携による活用を図ります。

市街化区域内に点在する農地・緑地等については、新たな宅地需要の受皿としての役割も担っている一方で、住民に安らぎと潤いを与える緑空間としての役割を果たしていることから、周辺環境との調和や将来の見通しを踏まえながら、地区の状況に応じた保全・活用方法について検討します。

（２）既存集落の生活環境の保全・改善

市街化調整区域で形成されている既存集落は、本町の農業生産を支える農業従事者の生活の場として、重要な役割を果たしています。

引き続き、地域コミュニティの維持・活性化に向けて、周辺の営農・自然環境との調和を図りつつ、集落内の道路や側溝などの生活基盤の適正な管理と改善に取り組みます。

（３）多様な主体との連携・協働に基づく管理・保全・活用

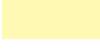
本町では、住民の高齢化や農業従事者の後継者不足などにより、管理が十分に行き届かない耕作放棄地や平地林の発生が顕在化しています。

本町の特長である豊かな自然環境を将来にわたって適正に確保していくため、住民等が主体となった保全活動の実施や企業・大学のCSR（社会的責任）活動の場としての活用など、住民やNPO、事業者等の多様な主体との連携・協働による管理・保全・活用を促進します。

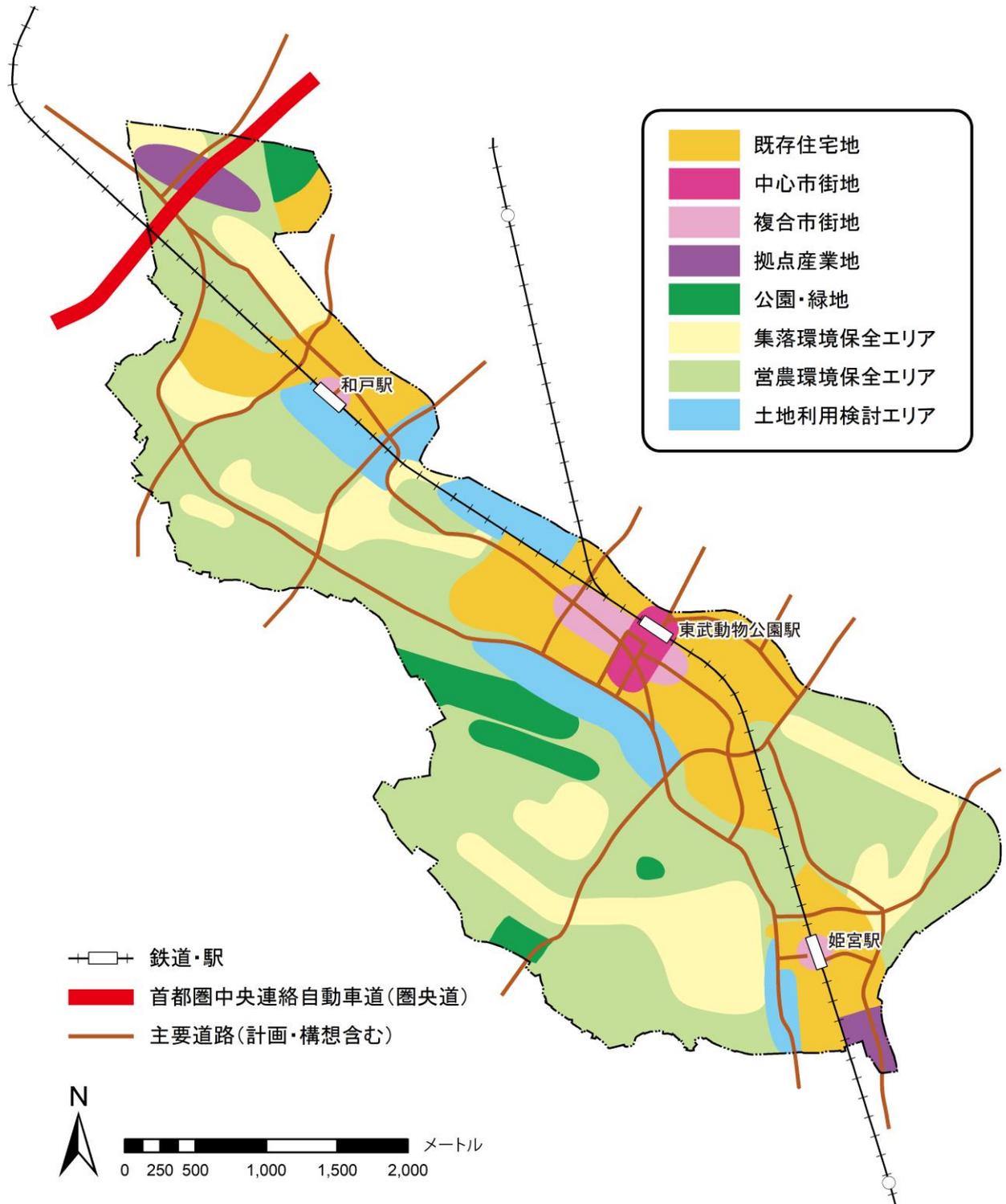
特に、農業生産の場として適正管理が求められる農地については、ロボット技術やIoTなど、新たな技術を活用した「スマート農業」の展開について研究を進めながら、持続可能な営農環境づくりを目指します。

4 土地利用区分別の方針

将来都市構造の実現に向けて、本町が目指す土地利用区分ごとの土地利用方針を、次のように設定します。

名 称	土地利用方針
既存住宅地 	☑ 鉄道駅周辺や一部郊外に整備されている既存住宅地については、建築協定や地区計画などの積極的な活用を図りながら、適切な管理による住宅地の“質”の維持・向上を推進します。
中心市街地 	☑ 東武動物公園駅前の中心市街地については、商業・業務、行政、医療・福祉などの多様な都市機能の維持・誘導を図るとともに、利便性向上に向けた駅前広場や道路等の基盤整備を推進します。
複合市街地 	☑ 中心市街地の都市機能を補完し、周辺住民の生活を支える駅周辺の複合市街地については、居住地に近い身近な商業・サービス機能の維持・充実を推進します。
拠点産業地 	☑ 宮代和戸横町地区土地区画整理事業区域における、交通利便性を活かした新たな工業団地の整備を推進します。東武鉄道南栗橋車両管区春日部支所周辺の既存工業地は、引き続き適正な管理を促進します。
公園・緑地 	☑ 生活に潤いを与える公園・緑地については、自然や農地とのふれあい機能やスポーツ・レクリエーション機能の適正管理と充実を図ります。
集落環境保全エリア 	☑ 市街化調整区域の既存集落地については、周辺環境との調和を前提としながら、集落環境の形成・改善に資する一体的な取組を推進します。
営農環境保全エリア 	☑ 市街化調整区域における農業振興地域の農用地区域については、本町の農業生産を支える場として、農業振興方策との連携を図りながら、適切な管理・保全を図ります。
土地利用検討エリア 	☑ 市街化調整区域のうち、市街化区域に隣接し、都市基盤が比較的整備されているエリアについては、周辺の自然環境との調和を前提としながら、町の活力創出・利便性に資する新たな土地利用の可能性について検討します。

■ 土地利用方針図



Ⅱ 交通体系の基本方針

交通体系の基本方針では、将来都市構造を踏まえ、より利便性の高い道路ネットワークの整備方針とともに、持続可能な公共交通ネットワークの構築に係る方針について位置づけます。

Ⅱ 交通体系の基本方針

1 都市の成長を支える道路ネットワークの整備

- (1) 広域交通網の整備
- (2) 拠点の連携強化
- (3) 都市計画道路の整備と見直し
- (4) 道路区分の設定

2 持続可能な公共交通ネットワークの構築

- (1) 既存公共交通網の活用
- (2) 交通結節機能の強化
- (3) 公共交通の利用促進
- (4) 新たな公共交通システムの導入検討

3 歩いて暮らせる交通環境の形成

- (1) 安心・安全な歩行空間の確保
- (2) 自転車の利用促進に向けた環境づくり
- (3) ユニバーサルデザインの推進

1 都市の成長を支える道路ネットワークの整備

(1) 広域交通網の整備

本町が将来にわたって成長していくためには、本町と周辺都市を繋ぐ広域交通網の整備が重要です。

本町は、隣接する市町と強い繋がりをもって生活圏が形成されていることから、(都)春日部久喜線、(都)新橋通り線、(都)万願寺橋通り線など、本町の広域連携道路となる路線については、都市間の交流がより一層図られるよう、関係機関との連携を図りながら計画的な整備に努めます。

(2) 拠点の連携強化

拠点を中心とした集約型都市構造の実現のためには、広域交通網を補完し、居住地と各拠点を繋ぐ拠点間道路網の維持・充実が必要です。

特に、本町のまちなか拠点として生活利便施設が集積する東武動物公園駅周辺市街地への円滑なアクセスを確保するため、(都)春日部久喜線や(都)東武動物公園駅西口通り線などの路線については、関係機関との連携を図りながら計画的な整備に取り組みます。

新規整備にあたっては、道路幅員に応じた歩行空間の確保や街路樹の整備など、魅力ある道路環境の創出にも配慮します。

(3) 都市計画道路の整備と見直し

本町が指定している都市計画道路 23 路線については、これまでの計画的な事業進捗により、一定の整備が進められてきました。引き続き、関係機関との連携を図りながら、計画的な整備に取り組みます。

なお、長期未着手となっている路線については、将来の需要等を見通したうえで、その必要性を県の基準に照らして検討し、必要に応じて廃止も含めた見直しを行うものとします。

(4) 道路区分の設定

本町の主要道路網を構成する各路線については、次のように道路区分を設定します。

■ 広域連携道路（町内外を繋ぐ広域路線）

	No.	路線名	役割
既存道路・計画道路	1	首都圏中央連絡自動車道 (圏央道)	東京から放射状に延びる各高速道路と連携し、首都圏に流入する交通を分散し、一般道の交通渋滞を緩和する道路
	2	(都)万願寺橋通り線	他市町とつながる広域道路で、白岡駅方面への路線延長を行うことにより、県道さいたま幸手線と接続するとともに国道4号へアクセスする宮代町の東西方向の軸となる道路
	6	(都)新橋通り線	県道蓮田杉戸線のバイパスとなる道路で、宮代町の東西方向の軸となる道路
	8	(都)春日部久喜線	他市町とつながる広域道路で、春日部方面への路線延長を行うことにより、宮代町の背骨となる道路
	11	(都)国納橋通り線	県道さいたま幸手線に計画されている道路で、宮代町の東西方向の軸となる道路
構想道路	①	(都)春日部久喜線の延伸 (北春日部方面)	((都)春日部久喜線と同様)
	②	(都)新橋通り線の延伸 (春日部市内牧方面)	((都)新橋通り線と同様)
	③	(都)万願寺橋通り線の延伸 (白岡駅方面)	((都)万願寺橋通り線と同様)

表の番号は道路網の整備方針図と一致

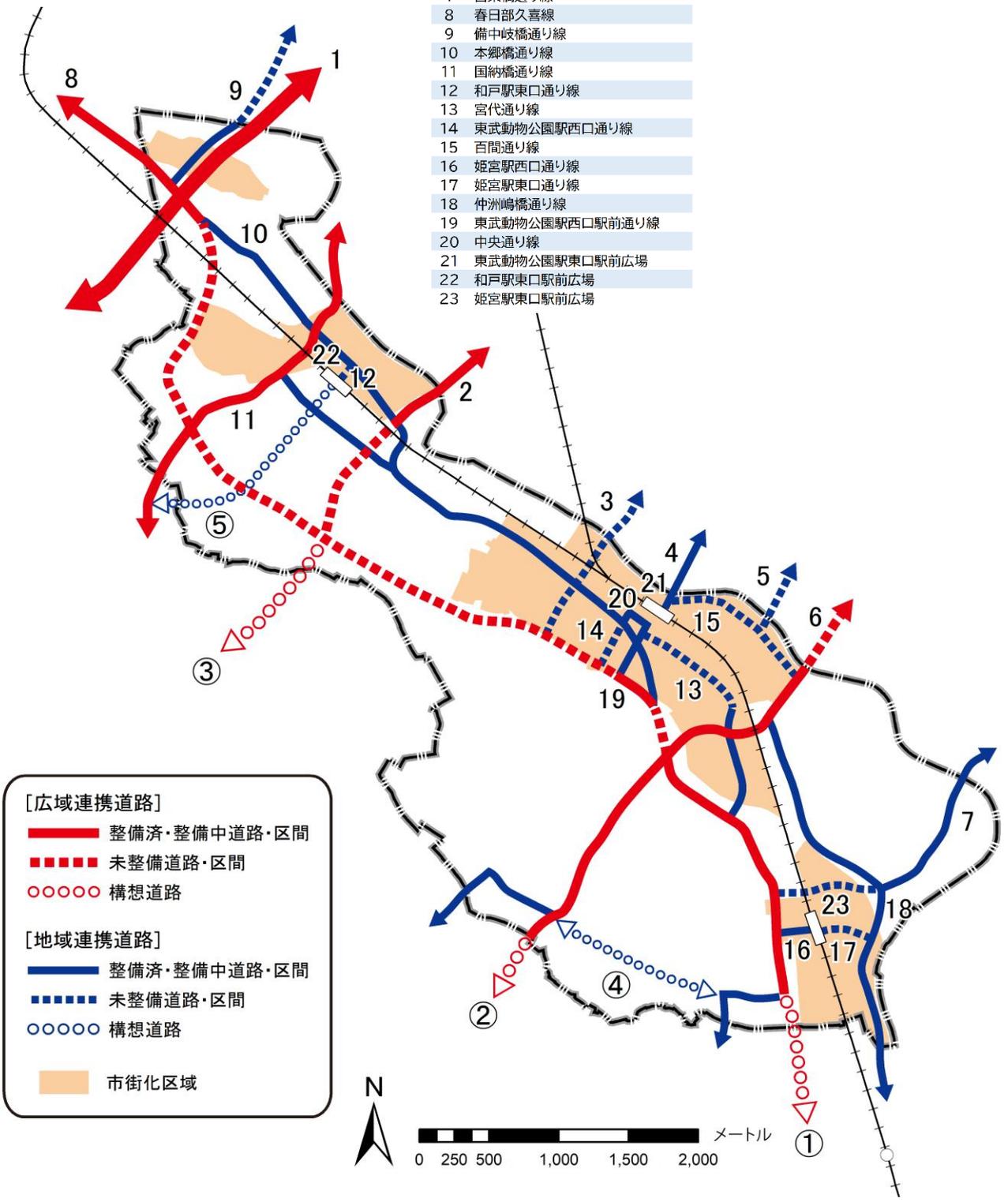
■ 地域連携道路（広域連携軸を補完し、町内の各拠点を繋ぐ主要路線）

	No.	路線名	役割
既存道路・計画道路	3	(都)新河原橋通り線	(都)春日部久喜線と国道4号を結ぶ道路
	4	(都)東武動物公園駅東口通り線	東武動物公園駅東口から杉戸町方面へのアクセス道路
	5	(都)清地橋通り線	(都)百間通り線から杉戸町方面へのアクセス道路
	7	(都)宮東橋通り線	宮代町の東西・南北方向の骨格道路を環状に結ぶ道路
	9	(都)備中岐橋通り線	久喜市・幸手市方面への連続整備により、圏央道幸手ICへのアクセス向上に寄与する道路
	10	(都)本郷橋通り線	久喜市方面へのアクセス道路
	12	(都)和戸駅東口通り線	和戸駅東口へのアクセス道路
	13	(都)宮代通り線	(都)春日部久喜線から東武動物公園駅西口駅前通り線へのアクセス道路
	14	(都)東武動物公園駅西口通り線	(都)春日部久喜線から(都)中央通り線へのアクセス道路
	15	(都)百間通り線	(都)東武動物公園駅東口通り線と(都)新橋通り線へのアクセス道路
	16	(都)姫宮駅西口通り線	姫宮駅西口へのアクセス道路
	17	(都)姫宮駅東口通り線	大落古利根川に架橋し、国道4号まで延長することにより、姫宮駅東口へアクセスする道路
	18	(都)仲洲嶋橋通り線	(都)宮東橋通り線と接続するとともに、春日部方面へアクセスする道路
	19	(都)東武動物公園駅西口駅前通り線	(都)春日部久喜線から東武動物公園駅西口へのアクセス道路
	構想道路	④	町道第259号線の延伸
⑤		仮)和戸駅西口通り線 (白岡市方面)	和戸駅西側から白岡市方面へのアクセス道路
20		(都)中央通り線	(都)東武動物公園駅西口通り線と(都)東武動物公園駅西口駅前通り線を結ぶ道路
21		(都)東武動物公園駅東口駅前広場	東武動物公園駅東口駅前の移動円滑化を図る広場
	22	(都)和戸駅東口駅前広場	和戸駅東口駅前の移動円滑化を図る広場
	23	(都)姫宮駅東口駅前広場	姫宮駅東口駅前の移動円滑化を図る広場

表の番号は道路網の整備方針図と一致

■ 道路網の整備方針図

都市計画道路	構想道路
1 首都圏中央連絡自動車道(圏央道)	① 都) 春日部久喜線の延伸(北春日部方面)
2 万願寺橋通り線	② 都) 新橋通り線の延伸(春日部市内牧方面)
3 新河原橋通り線	③ 都) 万願寺橋通り線の延伸(白岡駅方面)
4 東武動物公園駅東口通り線	④ 町道第 259 号線の延伸
5 清地橋通り線	⑤ 仮) 和戸駅西口通り線(白岡市方面)
6 新橋通り線	
7 宮東橋通り線	
8 春日部久喜線	
9 備中岐橋通り線	
10 本郷橋通り線	
11 国納橋通り線	
12 和戸駅東口通り線	
13 宮代通り線	
14 東武動物公園駅西口通り線	
15 百間通り線	
16 姫宮駅西口通り線	
17 姫宮駅東口通り線	
18 仲洲嶋橋通り線	
19 東武動物公園駅西口駅前通り線	
20 中央通り線	
21 東武動物公園駅東口駅前広場	
22 和戸駅東口駅前広場	
23 姫宮駅東口駅前広場	



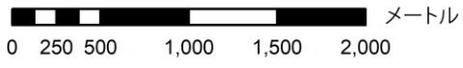
[広域連携道路]

- 整備済・整備中道路・区間
- - - 未整備道路・区間
- ○ ○ ○ 構想道路

[地域連携道路]

- 整備済・整備中道路・区間
- - - 未整備道路・区間
- ○ ○ ○ 構想道路

■ 市街化区域



2 持続可能な公共交通ネットワークの構築

(1) 既存公共交通網の活用

本町は、コンパクトな町域の中に東武伊勢崎線及び東武日光線による鉄道網と、東武動物公園駅、姫宮駅、和戸駅の3つの鉄道駅を有しています。更に、町内の公共施設を繋ぐ「宮代町循環バス」の公共交通網が整備されています。

高齢社会を迎える中で、公共交通が果たす役割はこれまで以上に重要なものとなっていることから、これらの既存公共交通網を将来にわたって維持し、更なる充実を図っていくため、公共交通の積極的な利用を図りながら、事業者との連携・協働による、利用環境の維持・改善に取り組めます。

東武伊勢崎線及び東武日光線による鉄道網については、本町の通勤・通学者や本町への来訪者の主要な移動手段となることから、引き続き、安全性や利便性向上に向けた事業者への要望活動などに取り組めます。

(2) 交通結節機能の強化

本町の交通結節拠点となる鉄道駅周辺については、利用者の利便性向上に資する駅前広場の整備や民間事業者による駐車場・駐輪場の確保に加え、公共交通の利用促進に資する施設等の整備及びバリアフリー化など、ハード・ソフト両面から、交通結節機能の強化に向けた環境整備に総合的に取り組めます。

(3) 公共交通の利用促進

持続可能な公共交通の確保にあたっては、主な利用者となる住民の意識醸成が必要です。

鉄道やバスを状況に応じて「賢く」使えるような意識への転換に向けて、公共交通の利用促進に向けた積極的な周知など、公共交通の利用促進を図ります。

また、住民の高齢化への対応として、「高齢者運転免許自主返納支援事業」を運用し、高齢者の交通事故防止と町内循環バスの利用を促進します。

(4) 新たな公共交通システムの導入検討

誰もが円滑な移動サービスを楽しむように、新たな移動手段の確保方策について検討します。市街化調整区域の一部では、公共交通の利用が不便なエリアも残されていることから、町内バスを補完するデマンド交通などの地域公共交通の導入等、不便エリアの解消に向けて必要な支援・検討を行います。

将来的には、ICT・IoTの技術進歩によって、グリーンスローモビリティの活用や自動運転化の導入などが想定されます。本町においても、持続可能な公共交通システムの導入の視点から、関係機関や周辺市町との連携・協働のもと、必要に応じて自動運転交通システムも含めた多様な移動手段の確保に向けた検討を進めます。

3 歩いて暮らせる交通環境の形成

(1) 安心・安全な歩行空間の確保

子どもから高齢者、障がいのある方まで、誰もが安心・安全に道路を利用することができるように、既存の歩道の適正な維持管理を図るとともに、新規道路整備と合わせた歩行空間の確保に取り組みます。

鉄道駅周辺の市街地や主要幹線道路など、多くの人が利用するエリアでは、徒歩や自転車だけでなく、ベビーカーや車いす等で容易に移動することができるように、歩道の整備や適正管理に取り組みます。

住宅地内の生活道路については、既存の歩行空間の適正管理とともに、建て替え等に伴う道路空間の確保を促進します。

園児の散歩コースや小中学生の通学路となっている道路については、歩車道の分離やゾーン30、キッズゾーンの指定、防護柵等の設置など、子どもたちの更なる安全性の確保に取り組みます。

(2) 自転車の利用促進に向けた環境づくり

気軽な移動手段の一つとなる自転車の利用は、自動車交通量の減少に伴う温室効果ガスの排出抑制や道路混雑の緩和、住民の健康増進や観光客の回遊促進など、多面的な効果が期待できることから、自転車通行帯の整備や交通結節拠点となる鉄道駅周辺における駐輪場の確保、町内レンタサイクルの活用など、自転車の利用促進に向けた環境づくりに取り組みます。

(3) ユニバーサルデザインの推進

誰もが安心・安全、快適に移動できる環境づくりに向けて、道路施設の段差解消やスロープ・点字ブロックの設置、駅舎のバリアフリー化など、交通環境のユニバーサルデザイン化に配慮した施設整備や改良に取り組みます。

また、本町においても増加傾向にある外国人居住者への対応として、町設置の案内板等の多言語化について検討します。

Ⅲ 水と緑の基本方針

水と緑の基本方針では、本町が有する農地や平地林、河川・水路などの豊かな自然環境の管理・保全・活用に係る方針と、生活に安らぎと潤いを与える公園・緑地の整備・管理に係る方針について位置づけます。

Ⅲ 水と緑の基本方針

1 公園・緑地の“質”の向上

- (1) 公園・緑地の適正管理
- (2) 公園機能の適正化による交流促進
- (3) 身近な緑空間の活用

2 緑化の推進

- (1) 民有地の緑地の保全・創出
- (2) 公共施設の緑化
- (3) 農地の管理・保全と多面的活用
- (4) 水と緑のネットワークの形成
- (5) 多様な主体との連携・協働

1 公園・緑地の“質”の向上

(1) 公園・緑地の適正管理

本町には、「ぐるる宮代」や「はらっパーク宮代」など町の拠点となる大規模公園とともに、周辺住民が利用する街区公園や山崎山の雑木林などの公園・緑地が各地域に整備されています。

これらの公園・緑地は、都市生活に安らぎと潤いを与える緑空間であり、多世代の交流やスポーツ・レクリエーションの場としての役割とともに、災害時における避難場所として多面的な役割を果たしています。

引き続き、誰もが安心・安全に公園・緑地を利用することができるように、遊具などの公園施設の適正管理に取り組みます。

また、限られた財源の中で、それぞれの公園・緑地で継続的な管理活動を実施していくため、民間活力の導入や市民参加を積極的に推進します。

(2) 公園機能の適正化による交流促進

子どもたちの日常的な遊びの場や保護者同士の交流を促す場となる公園は、子育てのしやすいまちづくりを実現し、子育て世代の更なる定住促進を進めていくために、これまで以上に重要な役割を担うことになります。

また、住民の高齢化が進む中では、健康寿命の延伸に向けて、高齢者が日常的に体を動かし、交流する場としての役割も担います。

引き続き、遊具などの公園施設の安全点検やパトロールを実施しながら、老朽施設の補修・更新にあたっては、主な利用者となる住民と協働のもと、子育て世代に対応した遊具・施設の更新や高齢化に対応した健康遊具への入れ替えなど、世代ごとのニーズに対応した見直しを行い、多世代の更なる交流促進と利用者が愛着の持てる整備を推進します。

(3) 身近な緑空間の活用

公園・緑地に加え、空き地や農地についても、フリーマーケットや市民農園など、人々が憩い楽しむことができる身近な緑空間として、積極的な活用を図ります。

2 緑化の推進

(1) 民有地の緑地の保全・創出

市街地に点在するまとまった樹林地や農地、宅地内の緑地や道路沿いの街路樹等については、生活に潤いを与える貴重な緑空間としての役割を果たしていることから、引き続き、適正な管理に基づく緑地の保全・確保を促進します。

また、既存の緑地をまちの資源として適正に確保していくため、住民や大学、事業者などとの連携・協働を図りながら、緑地協定を活用した民間施設や住宅地における緑地の確保・保全を促進します。

新たに整備される一定規模以上の店舗や工場、業務施設等については、敷地内での緑地の確保や壁面、屋上など建物の緑化についても誘導します。新たな拠点として整備が進められている東武動物公園西口地区や和戸横町地区においては、周辺環境との調和に配慮した緑地の確保を図ります。

(2) 公共施設の緑化

人々のふれあいを育む緑空間として、役場や進修館、図書館や小中学校など、規模の大きい公共施設の敷地内や外周部の緑地を管理・保全することにより、潤いある環境づくりを推進します。

(3) 農地の管理・保全と多面的活用

市街化調整区域に広がる農地は、本町の農業生産を支える営農の場として、また町の原風景を構成する貴重な資源となることから、引き続き、生産基盤の拡充や後継者の確保、新たな生産団体の設立など、それぞれの利用に基づいた適正な管理・保全を目指します。

一方で、農業従事者の高齢化や後継者不足などを背景に耕作放棄地も増加傾向にあることから、ロボット技術やIoTなど、新たな技術を活用した「スマート農業」の展開について研究を進めながら、持続可能な営農環境づくりを目指します。

また、学校教育や生涯学習、観光交流の観点から農業を体験できる「新しい村」を拠点に、市民農園や観光農園としての利用を促進し、「農」の資源を住民や来訪者にも体感してもらう場として多面的に活用します。

(4) 水と緑のネットワークの形成

本町が有する「農」の資源である、公園・緑地、平地林、河川・水路などの水と緑を、住民や来訪者が、体感できる空間づくりを推進します。また、住民や来訪者が安心・安全に町内の散策を楽しめるように、既存遊歩道等の適正管理に努めます。

連続した緑のネットワークとしての役割を担う幹線道路沿いの街路樹については、県や周辺住民との連携・協働のもと、根上がりによる歩行空間への影響、信号や道路標識等の見通し確保への対策を講じながら、適正な管理・保全と新規道路整備に伴う緑空間の創出を促進します。

町内を流れる河川・水路については、人々が水にふれあえる貴重な水辺空間として、関係者との連携のもと、安全性の確保と周辺環境との調和に配慮しながら、親水環境の整備に取り組みます。

(5) 多様な主体との連携・協働

限られた財源の中で、本町の貴重な水と緑の資源を将来にわたって適正に管理・保全していくため、国・県や住民、大学や事業者、NPO など、多様な主体との連携した取組を推進します。

新しい村に隣接する山崎山の雑木林は、「さいたま緑のトラスト保全第5号地」として県、町が土地を取得し、保全ボランティアの方々により保全、自然観察会など様々な活動が展開されています。引き続き、関係機関との連携・協働を図りながら、良好な自然環境の管理・保全・活用に取り組みます。

■ 水と緑の基本方針図



IV 都市環境の基本方針

都市環境の基本方針では、日常生活を支える上下水道や公共施設などの維持管理に加え、健康福祉の増進に係る方針、本町の特徴でもある水と緑に囲まれた景観づくり、地球規模の喫緊の課題でもある環境への配慮事項に係る方針について位置づけます。

IV 都市環境の基本方針

1 生活基盤施設の適正管理

- (1) 上水道施設の適正管理
- (2) 下水道施設の適正管理
- (3) 公共施設の適正管理
- (4) 都市施設の広域化

2 健康福祉のまちづくり

- (1) 誰もが暮らしやすい都市環境の形成
- (2) 少子高齢社会に対応した医療・福祉機能の拡充
- (3) 住み続けられる環境づくり

3 都市の魅力を高める景観づくり

- (1) 自然環境と歴史・文化を活かした景観づくり
- (2) まちの顔となる魅力的な駅前景観の創出
- (3) 住宅地の魅力を高める街並みづくり
- (4) 周辺環境と調和した産業地の景観づくり
- (5) 土地利用に応じた景観づくり

4 環境にやさしいまちづくりの推進

- (1) 低炭素まちづくりの推進
- (2) ごみの減量化、再資源化の推進
- (3) 生物多様性への配慮

(1) 上水道施設の適正管理

本町の上水道は、深井戸と埼玉県営水道からの浄水を水源とし、第2浄水場及び宮東配水場からの配水を行っています。引き続き、地下水のくみ上げによる地盤沈下の防止に向けて、県水受水比率を高めます。

将来にわたって持続可能な上水の供給に向けて、施設の耐震化や老朽管の計画的な更新などを行い、安全で良質な水道水の安定供給に取り組みます。

(2) 下水道施設の適正管理

本町の下水道施設は、市街化区域全域と市街化調整区域の桃山台住宅地が公共下水道認可計画区域となっており、和戸横町地区の新規産業拠点を除き、既に整備が完了しています。また、西条原地区では農業集落排水が整備されています。

引き続き、和戸横町地区の整備を推進するとともに、下水道施設の長寿命化・耐震化による適正な管理と、下水道への接続率の向上に向けた取組を推進します。

公共下水道と農業集落排水区域外においては、合併処理浄化槽の普及を促進します。

(3) 公共施設の適正管理

本町が保有する公共施設については、人口減少・少子高齢化に伴う利用状況の変化や施設の老朽化への対応が求められています。

本町においては、「宮代町公共施設等総合管理計画」で掲げられている基本的な考えに基づいて、将来の人口分布や利用状況を見通したうえで、適正なサービス提供を可能とする公共施設の適正管理や機能拡充に取り組みます。また、管理計画に基づき小中学校の適正配置を進める場合は、子どもたちの安全確保を最優先に、通学路整備を進めるとともに、多様な通学手段確保に向けた必要な検討や取組を実施します。

(4) 都市施設の広域化

質の高い行政サービスを将来にわたって提供していくために、上下水道施設などの都市施設については、周辺自治体との連携を図りながら、広域化の可能性について検討します。

2 健康福祉のまちづくり

(1) 誰もが暮らしやすい都市環境の形成

子どもから高齢者、障がいのある方まで、誰もが快適な生活を送ることができるように、道路や公共施設、鉄道駅やバス停など、多くの人々が利用する施設については、段差の解消や点字ブロック・スロープ等の設置など、ユニバーサルデザイン化に取り組みます。

また、本町においても増加傾向にある外国人の居住者や来訪者への対応として、主要な公共施設や道路標識、観光案内板や各種パンフレット等の多言語化について検討します。

(2) 少子高齢社会に対応した医療・福祉機能の拡充

少子高齢社会に対応していくため、子どもから高齢者、障がいのある方まで、誰もが安心して健康に暮らすことができるように、町内における医療・福祉機能の拡充を目指します。

町内の既存医療・福祉施設については、引き続き、周辺住民の安心と健康を支える重要な施設として、その機能の維持や関連施設との連携強化を促進します。

また、安心して子育てできるまちを目指し、教育・保育施設整備を進めるとともに、子どもたちの居場所づくりや地域子育てサロンの開設など、地域全体で子育てを支えられる環境づくりを推進します。

本町のまちなか拠点として、新たな都市機能の創出が期待される東武動物公園駅西口地区においては、新たな医療・福祉機能の誘導を目指します。

(3) 住み続けられる環境づくり

これからのまちづくりを担う子育て世代の定住促進に向けて、子どもの誕生や成長に合わせて町内での住み替えが可能となるように、賃貸住宅や中古住宅、新たな戸建住宅など、ファミリー向けの多様な住宅供給を促進します。

また、住宅の確保が困難な方々の居住の受皿となる県営住宅等の整備については、地権者や関係機関との協議・調整を図ります。

3 都市の魅力を高める景観づくり

(1) 自然環境と歴史・文化を活かした景観づくり

本町原風景を構成する農地や平地林、河川・水路などの自然資源や寺社仏閣などの歴史・文化資源、伝統的な街並みを有する農村集落については、景観の保全を促進します。

姫宮落川や中須用水などの河川・水路沿いの桜並木は、住民や来訪者を楽しませる魅力的な景観を構成する貴重な資源となることから、関係機関との連携・協働を図りながら、安全性の確保に配慮した水辺環境の整備とともに、適正な管理・保全を促進します。

(2) まちの顔となる魅力的な駅前景観の創出

多くの人々が利用する鉄道駅周辺の市街地については、駅前広場などの基盤整備と合わせた、賑わいのある都市景観の形成を誘導します。

特に、まちなか拠点として新たな都市基盤整備や都市機能の創出が期待される東武動物公園駅周辺においては、本町の玄関口としての役割を果たすことから、関係者との連携・協働を図りながら、新たな都市機能の誘導と合わせた魅力ある都市景観の創出に取り組みます。

また、本町の主要な観光拠点となる東武動物公園までのアプローチ道路となる（都）東武動物公園駅西口駅前通り線については、多くの来訪者が行き来する路線となることから、本町の魅力や賑わいを感じさせるシンボルロードとして整備を行います。

(3) 住宅地の魅力を高める街並みづくり

都心とのアクセスが良好な本町は、多くの住民が居住する住宅地を中心とした市街地が形成されています。

住民が、自分たちが暮らす町に誇りと愛着を持てるように、また、子育て世代をはじめとする新たな定住者の居住地として選ばれるように、周辺環境と調和した、魅力的な街並み形成を促進します。

(4) 周辺環境と調和した産業地の景観づくり

本町の産業振興を担う宮代和戸横町地区土地区画整理事業区域の新たな工業団地においては、地区計画などの指定により、周囲に広がる自然資源や既存市街地の街並みなど、周辺環境との調和が図られた景観形成を促進します。

(5) 土地利用に応じた景観づくり

市街化調整区域のうち、市街化区域に隣接し、比較的都市基盤が整備されている土地利用検討エリアにおいては、周辺環境との調和を図りながら、今後の土地利用展開に応じた魅力ある景観形成を誘導します。

4 環境にやさしいまちづくりの推進

(1) 低炭素型まちづくりの推進

地球温暖化をはじめとする気候変動の一因ともいわれている温室効果ガスの排出抑制に向けて、エネルギーの高効率化に資する集約型都市構造の実現や自動車から公共交通や徒歩・自転車への移動手段の転換など、環境負荷の低減による低炭素型まちづくりに向けた総合的な取組を推進します。

また、行政としても、町庁舎における太陽光発電や公用車の電気自動車導入など、温室効果ガスの排出抑制や災害時におけるライフラインとしての利用が期待できる再生可能エネルギーの利用に積極的に取り組みます。

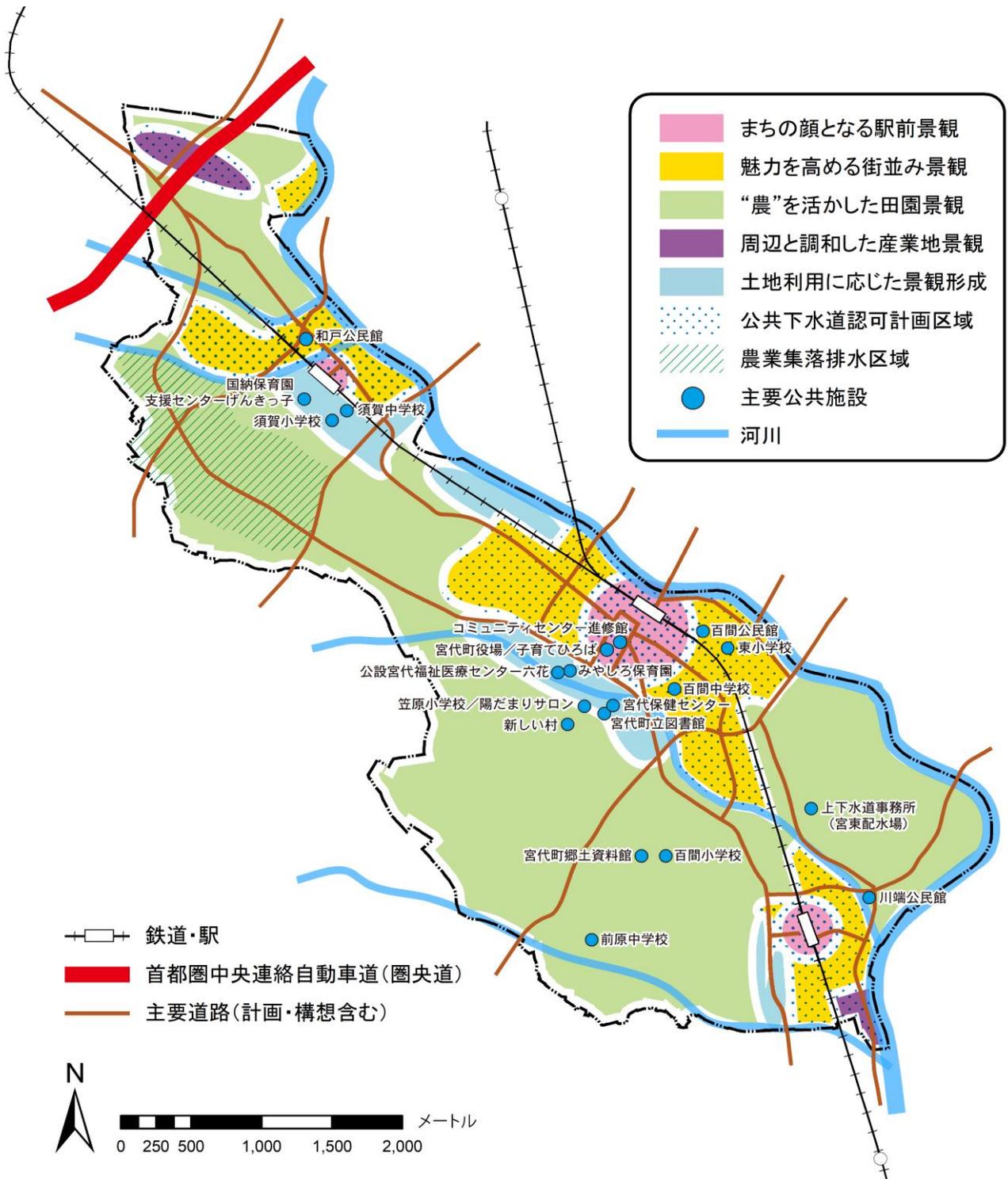
(2) ごみの減量化、再資源化の推進

資源の消費を抑制し、環境負荷を低減する循環型社会を構築するため、廃棄物の発生を抑制 (Reduce) するとともに、再使用 (Reuse)、再生利用 (Recycle) を図る 3R の取組を推進します。

(3) 生物多様性への配慮

豊かな自然環境を有する本町においては、多様な動植物の生息・生育の場となる自然環境の適正な管理・保全を図り、生物多様性に配慮した自然と共生したまちづくりを目指します。

■ 都市環境の基本方針図



V 安心・安全の基本方針

安心・安全の基本方針では、切迫する大規模地震や台風・大雨等の自然災害から、住民の生命や財産を守るための備えに係る方針と、日常の安心・安全を支える交通安全や防犯まちづくりに係る方針について位置づけます。

V 安心・安全の基本方針

1 災害に備えたまちづくり

- (1) 地震・火災に備えたまちづくり
- (2) 水害に備えたまちづくり
- (3) 防災施設の整備
- (4) 国土強靱化地域計画に基づく総合的な取組
- (5) 復興事前準備の検討

2 協働に基づく地域防災力の向上

- (1) 自助・共助・公助による防災・減災まちづくり
- (2) ハザードマップの活用
- (3) ライフラインの確保

3 安全な暮らしの確保

- (1) 交通安全対策の強化
- (2) 防犯まちづくりの推進

1 災害に備えたまちづくり

(1) 地震・火災に備えたまちづくり

近い将来の発生が予想されている大規模地震に備え、町内に立地している建築物の耐震診断や耐震改修を促進するため、継続的な支援方策について検討します。

多くの人々が集う東武動物公園駅周辺の商業地や新たに整備された道佛地区の住宅地、新たな産業拠点として整備が進められている和戸横町地区においては、火災に強いまちづくりに向けて「防火地域・準防火地域」が指定されています。

既存市街地において、古い木造住宅が密集して立地しているエリアについては、地震による倒壊や火災等の発生が懸念されることから、防火地域・準防火地域や地区計画など、都市計画手法の導入について検討を進めるとともに、行政からの支援等を活用した住民の主体的な取組による耐震化や不燃化を促進します。

また、地震や火災発生時における、消防車などの緊急車両の円滑な通行を確保するため、住宅地や集落内の拡幅や隅切りによる狭あい道路の改善を推進します。

近年では、地震等によるブロック塀などの倒壊が全国的な課題となっており、人的被害の発生、緊急車両の通行や住民の避難の阻害要因となるなど、対策が求められています。本町においても、危険性の高いブロック塀等については、所有者の責任に基づく適正管理について周知を徹底するとともに、撤去や植栽等への改修を促進します。

(2) 水害に備えたまちづくり

本町は、町内に複数の河川・水路が流れる地理的特性上、一部のエリアで大雨等による浸水被害が発生しています。

浸水や冠水の被害が発生しているエリアでは、排水機能の向上に向けて、雨水貯留施設や地下浸透施設などの整備を推進します。

公園や小中学校のグラウンドなどの公共空地については、保水・遊水機能を持つ施設として機能の維持・強化を図ります。道路や駐車場についても透水性舗装などを推進し、公共施設から率先して雨水浸透を図ります。

新たな民間開発にあたっては、開発規模に応じた雨水対策施設の整備や敷地内緑化を誘導し、保水・遊水機能の強化を図ります。

河川の氾濫等による水害被害の防止・抑制に向けて、町内を流れる一級河川については、関係市町とともに河川改修などの早期完了を県に要望します。

（３）防災施設の整備

災害時における円滑な避難や復旧活動に向けて、「宮代町地域防災計画」に基づいた防災施設の適正配置や防災体制の強化に取り組めます。

災害時の指定緊急避難場所や指定避難所となる小中学校などの拠点施設、緊急輸送道路となる路線については、備蓄倉庫の設置や沿道建築物の不燃化・耐震化の促進など、防災機能の維持と更なる充実を推進します。

（４）国土強靱化地域計画に基づく総合的な取組

全国で大規模な自然災害が頻発する中で、本町においても自然災害等に備えた事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策に総合的に取り組む「宮代町国土強靱化地域計画」に基づき各種施策を推進します。

（５）復興事前準備の検討

将来的な発生が予想される大規模災害に備え、「宮代町地域防災計画」等の各種計画を踏まえながら、被災後の復興まちづくりにおける目標や実施方針、進め方など、被災時に都市計画として求められる事項について事前に準備する「復興事前準備」に取り組めます。

2 協働に基づく地域防災力の向上

(1) 自助・共助・公助による防災・減災まちづくり

災害時には「自助（自分の身は自分で守る）」「共助（共に助け合う）」「公助（行政が支援する）」の考え方を基本として、それぞれの立場に応じた主体的な取組を実践できるように、各主体の日頃からの防災意識の醸成に取り組みます。

自治会などの地区を中心とした自主防災組織や自衛消防組織を有する事業者などの育成に向けて、防災活動への指導など積極的な支援を行うとともに、非常時における役割分担を明らかにしたうえで、協力体制の強化を図ります。

(2) ハザードマップの活用

防災・減災を進めるためには、地震や洪水など、本町で想定される自然災害の発生に備えて、災害リスクに関わる情報を正確に把握するとともに、その情報を住民や事業者、来訪者等に広く周知することが必要です。

国や県の災害シミュレーションの結果等を踏まえながら、ハザードマップを必要に応じて更新し、ホームページやパンフレット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用しながら、住民や事業者、来訪者等への周知の徹底を図ります。

(3) ライフラインの確保

電気・ガス・上下水道・通信などのライフラインについては、災害時においてもその機能が保持できるように、事業者等との連携・協働を図りながら、耐震性の強化や代替措置の確保に取り組みます。

また、住民や事業者など、各主体が自立的にエネルギーや水・食料などのライフラインを確保することができるように、それぞれの立場でできる限りの備蓄や自家発電装置等の確保を促進します。

行政としても、町庁舎における太陽光発電や公用車の電気自動車導入など、災害時のライフラインとしての利用が期待できる再生可能エネルギーの利用に積極的に取り組みます。

なお、LPGバルク供給システムを設置している施設においては、災害時のライフラインとして活用します。

3 安全な暮らしの確保

(1) 交通安全対策の強化

子どもから高齢者、障がいのある方まで、誰もが安心・安全に徒歩や自転車、ベビーカーや車いす等で暮らすことができるように、交通安全対策の強化に向けて、警察などの関係機関との連携を図りながら、歩道や防護柵などの交通安全施設の適正管理や設置を促進します。

園児の散歩コースや小中学生の通学路となっている道路については、歩車道の分離やゾーン30、キッズゾーンの指定、防護柵等の設置など、子どもたちの更なる安全性の確保に取り組みます。

交通事故の防止や快適な交通環境の実現に向けて、引き続き、住民の交通安全意識の醸成を図るとともに、多くの車や自転車、人々が行き交う鉄道駅周辺においては、路上駐車及び放置自転車の防止や自転車の利用マナーについての啓発に取り組みます。

(2) 防犯まちづくりの推進

子育て世代をはじめ、誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けて、街路灯や防犯カメラの設置、SNS等を活用した防犯情報の発信、地域コミュニティによる日常的な防犯パトロールや見守り活動の実施など、ハード・ソフト両面から、犯罪抑止力の高いまちづくりに向けた総合的な取組を推進します。

市街地や既存集落内での発生が顕在化している空き家や空き地については、防犯・防災上の理由から良好な居住環境の阻害要因ともなり得ることから、所有者による適正管理を促進します。

■ 安心・安全の基本方針図



第5章 まちづくりの実現に向けて

- I これからのまちづくりの基本的な考え方
- II 多様な主体との協働・連携によるまちづくり
- III 適切な都市計画の選択
- IV 計画のマネジメントによる実効性の確保

I これからのまちづくりの基本的な考え方

これからのまちづくりは、都市計画だけではなく、産業、医療・福祉、教育、文化など、様々な分野が相互に連携を図り、多様な施策・事業を展開しながら進めていくこととなります。

これからのまちづくりの目標となる将来都市像『首都圏でいちばん人が輝く町』の実現に向けて、本計画で掲げた各種施策や事業を具体的に進めていくために、都市計画として求められる基本的な考え方を3つ設定し、この考え方に基づいたまちづくりの実現を目指します。

多様な主体との協働・ 連携によるまちづくり

社会経済情勢が大きく変化する中でも、本町が持続的に維持・成長していけるよう、これまで推進してきた「多様な主体との協働・連携によるまちづくり」の更なる充実に取り組みます。

適切な都市計画の選択

各制度の役割や特性を踏まえた適切な都市計画を選択しながら、土地利用誘導や都市施設等の整備など、本計画で掲げた各種方針・施策の実現や町が抱える課題の解消に取り組みます。

計画のマネジメント による実効性の確保

本計画で掲げた施策・事業が着実に実施できるよう、宮代町総合計画と連携して事業の進捗管理を行うとともに、計画全体の進捗を評価する指標を設定し、計画の適正な進行管理と質の向上に取り組みます。

Ⅱ 多様な主体との協働・連携によるまちづくり

1 各主体が担う役割

本計画では、持続可能なまちづくりに向けて、『多様な主体との協働で支えるまちづくり』をまちづくりの目標に掲げています。本計画で掲げた各種施策・事業を実現していくためには、住民・事業者・行政の各主体がまちづくりの担い手であるという意識を持ち、本町の将来都市像を共有しながら、それぞれの立場で積極的な取組を実践していくことが重要となります。

(1) 住民が担う役割

自らの生活の場となるまちを、より安心・安全で快適な環境にしていくことは、まちづくりの主役である住民の権利であり、責務でもあります。個人や自治会を単位として、積極的かつ主体的にまちづくり活動に取り組んでいくことが期待されます。

NPO やボランティア団体などのまちづくり活動団体は、行政や事業者が継続的に取り組むことが困難な分野や更なる充実が求められる分野において、各団体の専門性を活かしながら、住民によるまちづくり活動をけん引していくことが期待されます。

(2) 事業者が担う役割

町内で事業を行う企業やバス・鉄道事業者、大学等は、自らもまちづくりの受益者であり、魅力的なまちづくりの実現を担う地域社会の一員であることを認識し、日常の事業活動を通じて、町や周辺地域の活性化に継続的に貢献していくことが期待されます。

また、本町が掲げる将来都市像を理解した上で、CSR 活動の一環として住民や行政が進めるまちづくり活動に積極的に参加・協力するなど、事業者としての独自性・専門性を活かした取組の展開が期待されます。

(3) 行政が担う役割

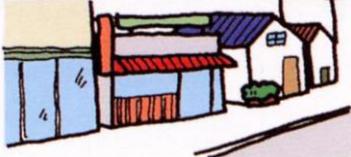
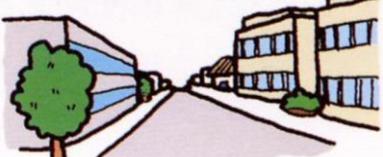
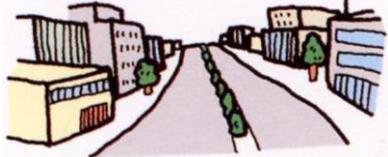
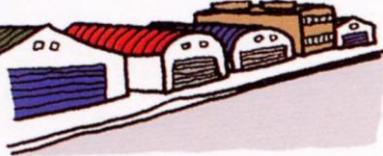
行政は、本計画で掲げた将来都市像の実現に向けて、効果的・効率的なまちづくりを着実に進めていく責務があります。まちづくりを誘導していくための適切な都市計画制度等の指定・運用や生活に必要不可欠となる道路・公園等の都市基盤の整備など、関係機関との協議・調整や周辺住民の理解・協力の下で、計画的な施策・事業の展開に努めます。

また、住民や事業者など、多様な主体との協働・連携に基づいたまちづくりのけん引役として、各主体の自発的な取組促進に向けて、まちづくりに係る積極的な情報発信や意識啓発に取り組みながら、育成や支援体制の充実に努めます。

Ⅲ 適切な都市計画の選択

1 用途地域の見直し

本町の市街化区域において指定している用途地域については、制限に基づいた土地利用の整序・誘導を促進するとともに、都市基盤整備の進捗や周辺環境の変化も踏まえながら、必要に応じて見直しを行います。

<p>第一種低層住居専用地域</p>  <p>低層住宅のための地域。小規模な店舗や事務所兼用住宅、小中学校などが立地可能</p>	<p>第二種低層住居専用地域</p>  <p>主に低層住宅のための地域。小中学校や150㎡までの一定の店舗などが立地可能</p>	<p>第一種中高層住居専用地域</p>  <p>中高層住宅のための地域。病院、大学、500㎡までの一定の店舗などが立地可能</p>
<p>第二種中高層住居専用地域</p>  <p>主に中高層住宅のための地域。病院、大学や1,500㎡までの店舗、事務所などが立地可能</p>	<p>第一種住居地域</p>  <p>住居の環境を守るための地域。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどが立地可能</p>	<p>第二種住居地域</p>  <p>主に住居の環境を守るための地域。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどが立地可能</p>
<p>準住居地域</p>  <p>道路の沿道において自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域</p>	<p>田園住居地域</p>  <p>農業と調和した低層住宅の環境を守るための地域。住宅に加え、農産物の直売所などが立地可能</p>	<p>近隣商業地域</p>  <p>周辺住民の日用品の買い物などをするための地域。住宅、店舗のほか、小規模の工場も立地可能</p>
<p>商業地域</p>  <p>銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域。住宅や小規模の工場も立地可能</p>	<p>準工業地域</p>  <p>主に軽工業の向上やサービス施設等が立地する地域。環境悪化が大きい工場以外はほとんどの用途が立地可能</p>	<p>工業地域</p>  <p>どんな工場でも立地可能となる地域。住宅や店舗等は立地可能だが、学校、病院、ホテルなどは立地不可</p>
<p>工業専用地域</p>  <p>工場ための地域。どんな工場でも立地可能だが、住宅、店舗、学校、病院、ホテルなどは立地不可</p>		

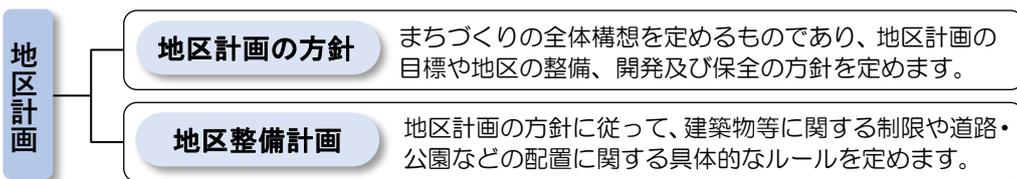
出典：国土交通省資料より作成

地区計画制度は、地区の特性や実情に応じて、建築物の建築形態や道路・公園の配置等きめ細やかな計画を定め、地区内の生活環境を保全・整備していくための計画です。地区計画を定め、その内容を建築条例に位置づけることにより、従来のルールである建築基準法等の制限の一部が地区計画の内容に置き換えられ、建築行為や開発行為を行う際に守らなくてはならない地区独自のルールが決定されることとなります。

本町では、「宮代台地区」「東武動物公園駅西口地区」「道佛地区」「和戸横町地区」の4地区で地区計画を指定しており、地区計画に基づいた計画的なまちづくりが進められています。それ以外のエリアにおいても、安心・安全で快適な居住環境の整備に向けて、地域の特性や目的に応じた地区計画の導入について検討し、質の高い市街地環境の形成を目指します。

■ 地区計画制度の概要

地区計画の構成



地区整備計画で定められる内容

地区整備計画で定める内容は、地区の状況に応じて、以下の項目から選択して定めることができます。

I 地区施設の配置・規模

皆さんが利用する道路・公園等を地区施設として定めることができます。

II 建築物やその敷地などの制限に関すること

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ① 建築物等の用途の制限 | ⑦ 壁面後退区域における工作物の設置の制限 |
| ② 容積率の最高限度・最低限度 | ⑧ 建築物等の高さの最高限度・最低限度 |
| ③ 建ぺい率の最高限度 | ⑨ 建築物の緑化率の最低限度 |
| ④ 建築物の敷地面積の最低限度 | ⑩ 建築物の形態・意匠の制限 |
| ⑤ 建築面積の最低限度 | ⑪ かき・さくの構造の制限 |
| ⑥ 壁面の位置の制限 | |

III その他、土地利用の制限

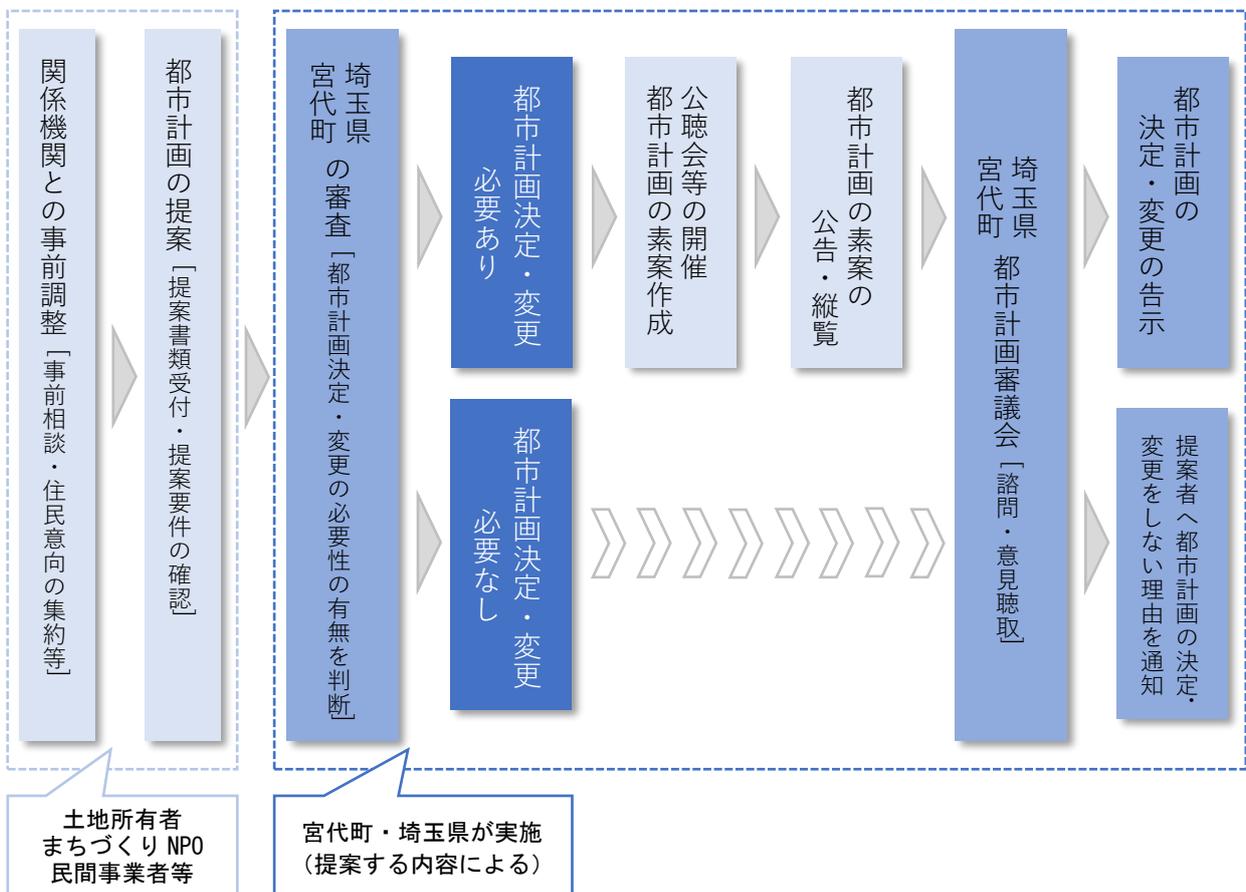
現存する樹林地、草地等の良好な環境を守り、壊さないように制限することができます。

3 都市計画の提案制度の活用

都市計画の提案制度は、住民やまちづくり組織等が主体的にまちづくりに参加できるよう、土地所有者やまちづくりNPO、民間事業者等が、一定規模以上の一団の土地について、土地所有者などの3分の2以上の同意など一定の条件を満たした場合に、都市計画の決定や変更を提案することができる制度です。

本計画でまちづくりの目標として掲げている「多様な主体との協働で支えるまちづくり」を実現していくためにも、都市計画提案制度の積極的な周知と適切な運用を図りながら、住民や事業者との協働・連携による魅力あるまちづくりに取り組みます。

■ 都市計画提案制度のフロー



4 まちづくりに係る関連計画の策定

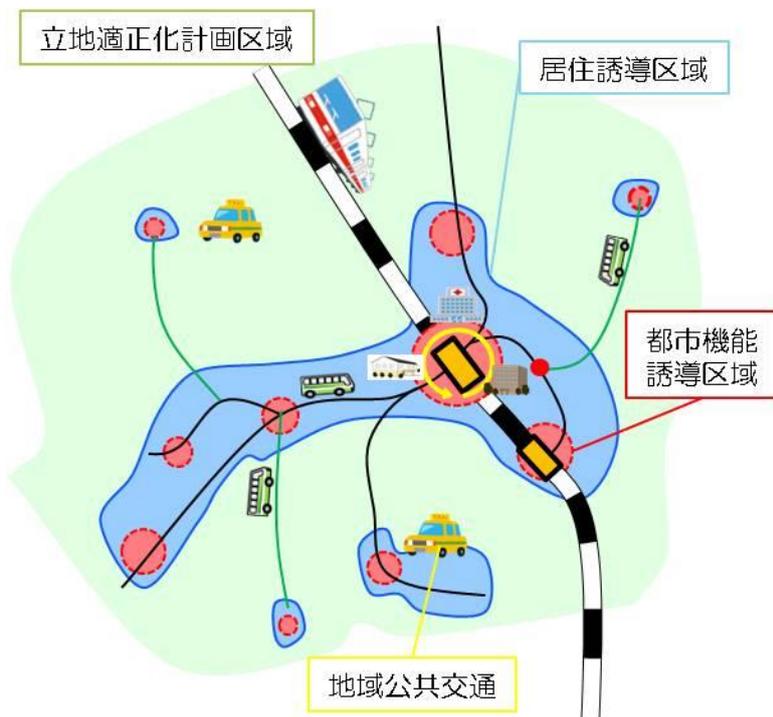
本計画の実現のためには、まちづくりに係る関連計画と連携しながら、計画で掲げた各種施策の具体化に向けた取組を進めていく必要があります。

都市計画マスタープランの高度化版として位置づけられる「立地適正化計画」は、居住機能及び都市機能の誘導、公共交通網の形成等により、コンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりを推進するための実行計画として位置づけられています。

立地適正化計画では「都市機能誘導区域」と「居住誘導区域」を設定します。「都市機能誘導区域」に商業、医療・福祉などの都市機能を誘導し、「居住誘導区域」にそれらの都市機能を支えるための人口密度を確保するための居住誘導を図ることで、利便性の高い拠点地域と質の高い居住地の形成、都市基盤整備や住民サービスの提供などに係る都市経営コストの適正化による行財政運営の効率化を実現するものです。

立地適正化計画を策定し、都市機能誘導区域と誘導施設を設定することで、公共施設や民間施設の整備に対して、補助制度や税制優遇などの支援方策が活用できるようになり、拠点に求められる都市機能の立地促進が期待できます。

■ 立地適正化計画による誘導区域の指定イメージ



Ⅳ 計画のマネジメントによる実効性の確保

1 計画の進行管理

本町のまちづくりは、本計画で位置づけた各種方針に基づいて、様々な制度・事業等を活用しながら進めていくこととなります。

本計画では、計画の実行性を確保するため、上位計画である「宮代町総合計画」の中で、本計画の全体構想（分野別方針）で位置づけた方針に関連する事業について、「宮代町総合計画」において行う進行管理を活用し、本計画の進行管理を行います。

2 計画の見直し

本計画は、計画策定から概ね 20 年後の本町の都市の姿を見据えた、長期的な視点に立った計画となります。計画期間内において、「幸手都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などの上位計画の変更や都市計画法をはじめとする関係法令の見直しなど、社会経済情勢に大きな変化が生じた場合には、状況に応じた柔軟な見直しを行うこととします。

3 評価指標の設定

評価指標は、本計画の将来都市像『首都圏でいちばん人が輝く町』の実現に向けて掲げた4つのまちづくりの目標ごとに関連する指標を設定し、まちづくりの進捗状況や効果を定量的・客観的に評価することとします。

賑わいと活力のあるまちづくり

- 町が有する商業・業務・交通・交流などの多様な都市機能の適正な維持管理と活用を図るとともに、鉄道駅周辺や主要幹線道路沿道におけるポテンシャルを活かした新たな土地利用の展開も検討しながら、更なる賑わいと活力の創出を目指します。

評価指標	説明	基準値	目標値(2040年)
買い物の便利さの満足度 【住民アンケート調査等より】	買い物の便利さに対し、満足している割合	27.3% (2019年)	40.0%以上 
商工業の振興の満足度 【住民アンケート調査等より】	商業・工業に対し、満足している割合	13.6% (2019年)	30.0%以上 
観光客入込客数 【観光客入込統計調査より】	観光イベントや観光スポットに訪れた人数(年間)	約188万人 (2018年)	232万人以上 
都市計画道路整備済み延長 (暫定整備含む) 【都市計画事業整備計画より】	整備済みの都市計画道路の延長	11km (2019年)	15km以上 
流通団地の誘導	流通団地の誘導地区数	—	1地区 

誰もが安全に安心して住み続けられるまちづくり

- 子どもから高齢者、障がいのある方まで、誰もが安心して住み続けることができるように、生活や交通の利便性が確保された、質の高い居住地の維持・形成に取り組むとともに、地震や水害などの自然災害にも強い安全なまちづくりを目指します。
- 全国的に少子高齢化が進む中で、子育て世代の転入増加という本町の強みを最大限に活かしていくため、子育てのしやすさや暮らしやすさに配慮したまちづくりを目指します。

評価指標	説明	基準値	目標値(2040年)
宮代町への定住を希望する住民の割合 【住民アンケート調査等より】	これからも宮代町に住み続けたいと思う割合	80.3% (2019年)	85.2%以上 
医療・福祉施設の利用しやすさの満足度 【住民アンケート調査等より】	医療・福祉施設の利用しやすさに対し、満足している割合	17.7% (2019年)	30.0%以上 
自然災害に対する防災対策の満足度 【住民アンケート調査等より】	防災対策に対し、満足している割合	22.7% (2019年)	30.0%以上 
生活道路の整備の満足度 【住民アンケート調査等より】	生活道路の整備に対し、満足している割合	21.1% (2019年)	30.0%以上 
年少人口(0~14歳)の割合 【住民基本台帳より】	総人口のうち、0~14歳人口の割合	11.1% (2019年)	12.7%以上 

“農”と共生したまちづくり

- 本町の特徴でもある農地・平地林・河川などの自然環境は、都市に潤いと魅力を与える重要な資源となることから、引き続き、適正な管理・保全を図るとともに、交流の場として更なる活用を図りながら、“農”と市街地が調和し、共生するまちづくりを目指します。

評価指標	説明	基準値	目標値(2040年)
自然環境の保全・管理の満足度 【住民アンケート調査等より】	農地、平地林、河川などの保全・管理に対し、満足している割合	37.9% (2019年)	50.0%以上 
新しい村観光事業利用者数 【新しい村グリーンツーリズム事業及び講座参加者より】	新しい村を中心とする地域資源を活かした観光事業の利用人数	3,365人 (2019年)	4,000人以上 
都市公園一人当たりの面積 【統計みやしろより】	住民一人当たりに対し、都市公園（ぐるる宮代、はらっパーク宮代）の面積	5.11㎡/人 (2020年)	5.80㎡/人以上 
農地の集積面積 【農業経済基盤強化促進法に基づく利用権設定面積より】	農地を所有し、又は借入や農作業受託により利用する農地面積	106ha (2019年)	138ha以上 
遊休農地面積 【利用状況調査より】	耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地面積	60ha (2015年)	60ha 

多様な主体との協働で支えるまちづくり

- 本町が推進してきた、市民参加の様々な取組を引き続き充実させながら、住民・事業者・行政など、多様な主体とのパートナーシップによる質の高いまちづくりを目指します。

評価指標	説明	基準値	目標値(2040年)
地区、自治会活動や市民活動に対する支援の満足度 【住民アンケート調査等より】	地区、自治会活動や市民活動に対し、町の支援に満足している割合	56.4% (2019年)	60.0%以上 
市民の意見の反映や市民参加機会の確保の満足度 【住民アンケート調査等より】	市民の意見の反映や市民参加機会に満足している割合	26.5% (2019年)	30.0%以上 
地区コミュニティセンターの設置	地域コミュニティや地区・自治会のサポートをする拠点の設置数	—	3件以上 
自主防災組織設置率 【統計からみた埼玉各市町村のすがたより】	地域住民が、自発的に初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う組織 総世帯数のうち自主防災組織が組織されている地域の世帯数の割合	100% (2020年)	100% 

参考資料

- I 用語解説
- II 策定経過
- III 都市計画審議会（諮問・答申）

I 用語解説

あ 行

IoT (アイオーティー)

Internet of Things (モノのインターネット) の略。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体 (モノ) に通信機能を持たせ、インターネットに接続し相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うことです。

ICT (アイシーティー)

Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。情報処理だけではなく、インターネット等の通信技術を利用した産業やサービスのことで。

AI (エーアイ)

Artificial Intelligence (人工知能) の略。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術のことです。

SNS (エヌエヌエス)

Social Networking Service (ソーシャル・ネットワークング・サービス) の略。インターネットを介し、共通の趣味や仕事などを持つユーザー同士が集まり、意見の交換や知り合いの紹介などをすることで、新たな人脈作りやコミュニティを形成するサービスの総称をいいます。

NPO (エヌピーオー)

Nonprofit Organization (非営利組織) の略。政府や私企業とは独立した存在として、住民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体をいいます。

か 行

合併処理浄化槽

台所や風呂の生活雑排水を、し尿とあわせて処理できる浄化槽です。人口密度の低い地域では公共下水道と比べて設置費が安く、短期間で設置できるため投資効果が確保し易いです。

キッズゾーン

未就学児が日常的に集団で通行する経路の安全を守るため、歩道の拡充を図ったり、車両の通行を規制したりする地帯のことをいいます。

狭あい道路

主に幅員 4m未滿の道路をいいます。

緊急輸送道路

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路をいいます。

区域区分

昭和 43 年の新都市計画法の制定により設けられた制度で、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分して、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることを目的としています。

グリーンインフラストラクチャー

米国で発案された社会資本整備手法で、自然環境が有する多様な機能を、社会における様々な課題解決に活用する考え方です。

グリーンスローモビリティ

時速 20km 未滿で公道を走る事が可能な 4 人乗り以上の電動パブリックモビリティのことです。

建築協定

住宅地としての環境または、商店街としての利便を高度に維持増進するなどのため、土地所有者等の全員の合意によって、建築基準法に決められた最低限の基準に加え、それ以上のきめ細かい基準を定めて、互いに守りあっていくことを約束する制度です。

建ぺい率

建築基準法に基づく建築物の形態制限のひとつで、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合を指します。敷地内における空地の量を確保し、建築物の過密化を防ぐことによる市街地環境の保全と、防火上の安全性の向上などを図るための規制です。

交通結節点

鉄道駅やバス停などの異なる交通手段を相互に連絡する乗換・乗継施設のことです。

高齢者運転免許自主返納支援事業

運転免許証を自主返納した高齢者の方に宮代町内循環バスの回数券を交付する事業です。

コンパクト・プラス・ネットワーク

住宅や商業施設、医療・福祉施設などの生活サービス施設がまとまって立地し、住民が公共交通や徒歩などにより、これらの施設に容易にアクセスできるまちづくりの考え方です。

さ 行

再生可能エネルギー

太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱、その他の自然界に存する熱・バイオマスなど、低炭素で、枯渇する恐れのないエネルギーのことをいいます。

幸手都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

市町村を超える広域的見地から、県が都市計画法に基づいて策定するもので、幸手市、宮代町、杉戸町を対象に、都市計画の目標や土地利用、主要な都市計画の決定の方針等を体系的、総合的に示す計画。です「都市計画区域マスタープラン」とも呼ばれています。

CSR（シーエスアール）活動

Corporate Social Responsibility の略で、民間事業者が社会に対して責任を果たし、社会とともに発展していくための活動を指します。

市街化区域

すでに市街地を形成している、または概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るこ

ととされる都市計画法上の区域です。

市街化調整区域

市街化を抑制すべきとされる都市計画法上の区域です。農林漁業用の建築物などや一定の要件を備えた計画的開発などを除き、原則として開発行為は許可されません。

市街地開発事業

計画的な市街地の形成や既成市街地の整備を図るため、道路、公園、下水道などの公共施設の整備とあわせて宅地の利用促進、建築物の整備を一体的かつ総合的に進める事業をいいます。土地区画整理事業や市街地再開発事業などがあります。

自然的土地利用

農地、山林、水面、河川敷などの自然地を指します。

指定緊急避難場所

災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所。津波、洪水等、災害による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する際の避難先として位置づけるものです。

指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを目的とした施設です。

集約型都市構造

圏域内の中心市街地や駅周辺等を、都市機能の集約を促進する拠点（集約拠点）として位置づけ、集約拠点と圏域内のその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携することで、圏域内の多くの人にとっての暮らしやすさと圏域全体の持続的発展を確保する都市構造の形です。

スプロール現象

十分な基盤整備がされないまま市街地が無計画に拡大し、無秩序な市街地を形成することを行います。

スマートシティ

都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区をいいます。

スマート農業

ICTやIoTなど、新技術を活用しながら、省力化・精密化や高品質生産等の実現を推進する新たな農業のことです。

ゾーン30

生活道路における歩行者などの安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30km/hの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度の抑制や抜け道として通行する車両の抑制などを図る安全施策です。

た 行

第5次宮代町総合計画

本町の未来像、まちづくりの基本的な方向性を定め、町の各種計画の最上位に位置する計画であり、住民や行政におけるまちづくりの共通の指針となるもの。令和3年度（2021年度）から令和年度（2030年度）を計画期間としています。

地域地区

都市計画法に基づく都市計画の種類の一つで、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするものです。

地域経済循環率

生産（付加価値額）を分配（所得）で除した値であり、地域経済の自立度を示しています。値が低いほど他地域から流入する所得に対する依存度が高いことを表しています。

地区計画

都市計画法に基づき、住民の生活に身近な「地

区」を単位として、道路、公園等の施設の配置や建築物の建て方等について、地区特性に応じてきめ細やかなルールを定めるまちづくりの計画です。

低炭素型まちづくり

低炭素・循環型社会の構築を図り、持続可能で活力ある国土づくりを推進する観点から、多くの温室効果ガスが排出されている都市において、マイカー移動から公共交通への転換や自然エネルギーの活用など、低炭素化の促進に配慮したまちづくりを進めることです。

デマンド交通

利用者のニーズに応じて、地域のタクシー会社や自治体のワゴン車などを乗合で利用することです。

都市機能

行政、教育、文化、情報、商業、交通など住民生活や企業の経済活動に対し、各種のサービスを提供する都市自体が持つ機能をいいます。

都市基盤

都市の様々な活動を支える基本となるものです。本町では、主に行政が整備するものを対象とし、道路、公園、下水道などを指します。

都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画のことです。

都市計画審議会

都市計画法やその他の法令でその権限に属せられた事項の調査審議のほか、知事又は町長の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議を行う機関。県には埼玉県都市計画審議会、町には宮代町都市計画審議会があります。

都市計画道路

都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路をいいます。

都市施設

都市計画法に基づき、一定の手続きによって決定する施設。道路、公園、上下水道、学校などがあります。

都市的土地利用

住宅用地、商業用地、工業用地、運輸施設用地、公共公益用地、オープンスペース（公園緑地、ゴルフ場など）、その他の空地（駐車場、資材置場、造成用地など）、交通用地（道路用地、鉄道用地）などを指します。

土地区画整理事業

道路・公園・下水道などが未整備のまま宅地化が進んでいる地区や今後進むと予想される地区について、公共施設の整備改善、宅地の利用増進を目的に行うものです。

な 行

農業集落排水（事業）

農業用排水の水質保全や農業用排水施設の機能維持、農村の生活環境を改善するため、農村集落のし尿や生活雑排水を処理する管路や汚水処理施設などの整備を行う事業を指します。

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づいて都道府県知事が定めるもので、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域です。

農用地区域

農業振興地域内における集団的に存在する農用地や土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地をいいます。

は 行

ハザードマップ

地震や大雨等による浸水被害、土砂災害等の災害に対して、各地域が有する危険性を地図上に表示したものです。

バリアフリー

高齢者や障がい者が生活する上で行動の妨げとなるバリア（障壁）を取り去った生活空間や環境のあり方をいいます。

防火地域・準防火地域

市街地において、火災に強いまちづくりを進めるために建築物の構造などを定めるものです。防火地域は、地域内の建築物を不燃化する地域で、主に耐火構造にする必要があります。準防火地域は防火地域に準ずる地域で、建築物などの防火性能を集団的に向上させ、火災の延焼拡大を抑制するため、建築物の規模に応じて耐火・準耐火構造などにすることが必要となります。

保水・遊水機能

雨水を地中に浸透させたり、一時的に貯留したりする機能をいいます。

ま 行

MaaS（マース）

Mobility as a Service の略。ICT を活用して交通をクラウド化し、公共交通か否か、またその運営主体にかかわらず、マイカー以外のすべての交通手段によるモビリティ（移動）を1つのサービスとして捉え、シームレスにつなぐ新たな「移動」の概念をいいます。

や 行

ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢、性別、体格などに関わらず、施設や製品、環境などがすべての人にとって使いやすく考えられたデザインのことで、

容積率

建築基準法に基づく建築物の形態制限のひとつで、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合を指します。建築物の密度規制を行うことにより、道路などの公共施設の整備状況に見合った密度に抑えるための規制です。

用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、建築物の無秩序な混在を防ぎ、合理的な土地利用が行われるように定められた都市計画です。住居、商業、工業など目指すべき市街地像に応じて用途別に13種類に分類されており、用途地域ごとに建築物の用途や容積率、建ぺい率等の制限が定められています。

ら 行

ライフライン

電気やガスなどのエネルギー施設、電話やインターネットなどの情報施設など、生活に必要な公共インフラ設備のことをいいます。

緑地協定

都市緑地法に基づく制度で、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者等の合意により、住民自身による自主的な緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度で、緑地協定の目的となる土地の区域や緑化に関する事項を定めます。

Ⅱ 策定経過

開催日	内 容
令和元年 5月 27日 (月)	• 都市計画審議会
令和元年 9月 4日 (水) ～ 10月 30日 (水)	• アンケート調査 (住民)
令和元年 9月 18日 (水) ～ 9月 20日 (金)	• アンケート調査 (中学生)
令和元年 10月 5日 (日)	• まち歩き • ワークショップ
令和元年 10月 28日 (月)	• 第1回検討委員会
令和元年 10月 30日 (水)	• 第1回幹事会
令和元年 11月 7日 (木)	• 第2回幹事会
令和元年 11月 15日 (金)	• 第2回検討委員会
令和元年 12月 2日 (月)	• 自治体経営会議
令和元年 12月 19日 (木)	• 都市計画審議会 (諮問)
令和2年 1月 22日 (水)	• 第3回幹事会
令和2年 2月 12日 (水)	• 第4回幹事会
令和2年 9月 1日 (火)	• 第5回幹事会
令和2年 9月 17日 (木)	• 第3回検討委員会
令和2年 10月 5日 (月)	• 自治体経営会議
令和2年 10月 6日 (火)	• 都市計画審議会

Ⅲ 都市計画審議会（諮問・答申）

【諮問書】

諮問書（押印済）スキャンデータ追加

【答申書】

答申書（押印済）スキャンデータ追加

